

# 桐生市男女共同参画計画

(平成28年度～平成32年度版)



桐生市

# はじめに



近年、少子高齢化の進行や家族形態・ライフスタイルの多様化、地域コミュニティの変容等、社会を取り巻く環境は大きく変化しており、育児や介護、就労をめぐる問題がますます複雑化・深刻化しています。

その一方で、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や慣習・しきたりは、未だ根強く残っており、負担や責任が男女どちらかに偏ることによってさまざまな問題の解決を困難にしている状況にあります。

このような状況の中、環境の変化に対応し、持続可能な活力ある社会を創っていくためにも、全ての人々が性別や年齢にとらわれることなく一人ひとりの個性、資質、能力を認め合い、十分に発揮し、支えあって暮らせる男女共同参画社会の実現が不可欠といえます。

桐生市では、社会状況の変化や市民意識調査結果等を踏まえ、これまで各施策の指針としてきた「桐生市男女共同参画計画（平成23年度～平成27年度版）」を継承しながらもさらなる推進を図るため、今回「桐生市男女共同参画計画（平成28年度～平成32年度版）」を策定いたしました。

「男性にとっての男女共同参画の推進」、「女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶」を強化項目とし、男女が対等に社会参画をし、ともに役割や責任を分かち合って暮らせるまちを築いていくための施策を展開してまいります。

男女共同参画はあらゆる分野に関わることから、市民・企業・地域活動団体等、多くの皆様とともに力をあわせて取り組みを進めていくことが必要ですので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたりましては、「桐生市男女共同参画推進協議会」の皆様にご多大なご尽力をいただきました。また、市民意識調査にご協力いただきました皆様や、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年3月 桐生市長 亀山 豊文

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	2
4	計画の背景	2
1)	国の動き	2
2)	群馬県の動き	3
3)	桐生市の動き	3
4)	桐生市の現状からみる課題	4

## 第2章 計画の基本理念と基本目標

1	基本理念	7
2	基本目標	7
3	施策の体系	8

## 第3章 施策の展開

<u>基本目標Ⅰ</u>	<u>男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</u>	9
施策の方向1	社会制度や慣行の見直し	9
施策の方向2	男女共同参画の視点に立った教育の推進	12
施策の方向3	人権の尊重	15
<u>基本目標Ⅱ</u>	<u>あらゆる分野における男女共同参画推進</u>	17
施策の方向1	男性にとっての男女共同参画の推進	17
施策の方向2	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	20
施策の方向3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	23

基本目標Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり .....	27
施策の方向1 女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶 .....	27
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 .....	31
施策の方向3 生涯にわたる健康づくり支援 .....	33
施策の方向4 支援を必要とする男女が安心して暮らせる環境づくり .....	36

## 第4章 推進体制の充実

1 庁内推進体制の充実 .....	41
2 桐生市男女共同参画推進協議会の運営 .....	41
3 市民・事業所・地域活動団体との連携 .....	41
4 計画の進行管理 .....	41

## 参考資料

1 桐生市男女共同参画市民意識調査結果（抜粋） .....	43
2 男女共同参画に関する年表 .....	55
3 用語解説 .....	59
4 男女共同参画社会基本法 .....	62
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	68
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	80
7 桐生市男女共同参画推進協議会設置要綱 .....	89
8 桐生市男女共同参画推進協議会委員名簿 .....	90
9 桐生市男女共同参画庁内推進会議の設置及び運営に関する要綱 .....	91
10 桐生市男女共同参画庁内推進会議委員名簿 .....	92

# 第1章

## 計画の策定にあたって

# 1 計画の趣旨

平成11年（1999年）6月、わが国では「女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これを受けて桐生市では、平成12年（2000年）に「桐生ジェンダー・フリープラン21」を策定し、その後、名称を「桐生市男女共同参画計画」と改め、2度の見直しを実施しながら、さまざまな施策を展開してきました。

平成27年度（2015年度）末で第2次にあたる「桐生市男女共同参画計画（平成23年度～平成27年度版）」の計画期間は終了となりますが、依然として多くの課題が山積しており、さらなる推進が必須であるため、これまでの取り組みの成果と市民意識、社会状況の変化等を踏まえて、第3次となる「桐生市男女共同参画計画（平成28年度～平成32年度版）」を策定しました。

# 2 計画の性格

- ◆この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ◆この計画は、「桐生市男女共同参画計画（平成23年度～平成27年度版）」を継承するとともに、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」を勘案し、策定しています。
- ◆この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を含有しています。
- ◆この計画の「基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推進」の施策等については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定される「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を兼ねています。
- ◆この計画は、「桐生市男女共同参画推進協議会」や「桐生市男女共同参画庁内推進会議」における審議、市民意識調査、パブリックコメント等による意見を反映して策定していません。
- ◆この計画は、桐生市の最上位計画である「桐生市新生総合計画」の個別計画としての性格を有するとともに、その他の市関連計画との整合性を持つものです。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

### 4 計画の背景

#### 1) 国の動き

国際連合は女性差別の撤廃に向けて世界規模で取り組むため、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）を開催し、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。日本ではこの「世界行動計画」を受け、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」を策定し、昭和60年（1985年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を批准しました。これを契機として、法や制度の整備が徐々に進められ、平成11年（1999年）6月には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には基本法に基づく初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

基本計画策定後は、社会情勢等の変化に伴う見直しのため、平成17年（2005年）に2次計画、平成22年（2010年）3次計画が策定され、平成27年（2015年）12月には「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

計画のもとにおいては、平成19年（2007年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたほか、平成21年（2009年）には「育児・介護休業法」の改正、さらに平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、多様な生き方を選択でき、豊かで活力ある社会を実現するための推進が図られています。

また、女性に対する暴力等への対応として、平成13年（2001年）制定の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV法）」を平成19年（2007年）、平成25年（2013年）に改正する等、さまざまな法整備が行われています。

## 2) 群馬県の動き

群馬県においては、昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機とする国際的な動きや国の「国内行動計画」策定等を背景とし、昭和55年（1980年）に「新ぐんま婦人計画」が策定されました。その後、21世紀を展望しつつ、平成12年（2000年）までを目標年次とする「新ぐんま女性プラン」が平成5年（1993年）に策定され、女性施策の推進体制の整備が行われました。

平成13年（2001年）3月には、平成11年（1999年）6月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、「ぐんま男女共同参画プラン」が策定され、条例制定の検討が開始されました。それから3年後の平成16年（2004年）3月には「群馬県男女共同参画推進条例」が制定され、条例の趣旨や理念等を踏まえた「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」及び「ぐんまDV対策基本計画」が平成18年（2006年）3月に策定されました。その後、社会情勢等の変化に伴い見直しを実施し、平成23年（2011年）に第3次計画が、平成28年（2016年）3月には「群馬県男女共同参画計画（第4次）」計画が策定されました。

なお、男女共同参画社会づくり事業における県の総合的な拠点として平成21年（2009年）4月に設立された「ぐんま男女共同参画センター」においては、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが推進されています。

## 3) 桐生市の動き

桐生市では、平成3年（1991年）に「桐生市第三次総合計画」において初めて「女性の社会参加」の積極支援について明記し、平成7年に桐生市教育委員会社会教育委員会議より「男女共同参画社会づくりについて」建議されたことを受け、平成8年（1996年）にさらなる推進を図るための部署を新設しました。

その後、懇談会や審議会等（※）を整備し、平成11年（1999年）6月の「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、平成12年（2000年）3月に「男女平等を進める桐生市行動計画『桐生ジェンダー・フリープラン21』」を策定しました。また、同年4月には、男女共同参画を推進する庁内組織として「桐生市男女共同参画庁内推進会議」を設置しました。

平成17年（2005年）6月には市町村合併があり、桐生、新里、黒保根3地区一体化に向けてのまちづくりの中、平成18年（2006年）に男女共同参画社会の実現に向けて「桐生市男女共同参画計画」を策定しました。その後、社会状況の変化等に対応するため、平成23年（2011年）に第2次となる計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策を展開してきました。

※市民委員を含む男女共同参画推進のための協議を行う組織は、平成9年（1997年）以降、異なる名称で数年ごとに組織されていましたが（参考資料の年表参照）、平成21年（2009年）以降は「桐生市男女共同参画推進協議会」として定着しています。



## 4) 桐生市の現状からみる課題

桐生市では、男女共同参画の現状と市民の意識を把握するため、平成27年（2015年）に「桐生市男女共同参画市民意識調査」(※)（以下「市民意識調査」）を実施しました。この調査結果及び「桐生市男女共同参画計画（平成23年度～平成27年度版）」に基づく各施策の取組み状況から、特に継続して取り組むべき課題を次のとおり抽出しました。

これらの課題や社会状況の変化等を鑑み、この計画における施策等の追加及び強化を実施しました。

※「桐生市男女共同参画市民意識調査」結果（抜粋）は「参考資料」参照

### (1) 具体的な取組みを示した意識啓発の必要性

市民意識調査では、生活のさまざまな場面における男女の平等感について、「学校教育の場」においてのみ、56.1%の人が平等であると回答しましたが、「社会全体」や「政治の場」、「職場」等で平等であると回答した人の割合はいずれも3割を下回る結果となりました。また、女性の方が多くの場面において「男性優遇である」と感じている傾向にあり、男女の認識に隔たりが生じていることが分かりました。

さらに固定的な性別役割分担意識については、「男は仕事、女は家庭」という考えに「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した人が47.4%で最も高かった一方で、賛成か反対か「分からない」と回答した人の割合が大幅に増加し、30%を超えました。これは、子どもを持つ女性等が男性と同じように働くことが難しい現実や、男女共同参画が進んだ社会が想像しにくいこと等が影響していると思われます。

生活のあらゆる場面において男女平等や男女共同参画を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場において、「男女問わず誰もが能力を十分に発揮することのできる環境づくり」のために自ら行動していくことが何よりも重要です。そのため、これまで以上に具体的な取組みを示した啓発や学習機会を充実させていくことが必要です。

また、男女共同参画は「女性のためだけのもの」という誤解を払拭し、男性にも暮らしやすい社会づくりであることを広く啓発するとともに、長時間労働ありきの働き方の改善についても、事業所等へ広く推進を図っていくことが必要といえます。



## (2) あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画

桐生市では、さまざまな施策に女性の視点を生かしていくため、組織の代表や役員、管理職等への女性登用推進に取り組んできました。しかし、平成27年(2015年)4月時点の市職員総数に占める女性管理職の割合は5.2%、各種委員会等における女性委員の割合についても22.0%であり、目標とする30%にはまだ届かない状況にあります。また、自治会・町会等の地域活動において意思決定過程に関わる女性は非常に少ない状況にあり、市民意識調査の結果からも、女性は補助的な役割にとどまり、女性の意見があまり反映されない状況が浮き彫りとなりました。

女性がさまざまな分野において政策・方針決定過程へ参画していくためには、各組織を担う男性たちが男女共同参画の必要性を理解して、環境整備を推進していくと同時に、女性自身が己の能力を発揮し、組織や社会の発展に貢献していくことへの意識を高めることが重要です。行政が率先して女性登用のさらなる推進を図るとともに、事業所や自治会、地域活動団体に対し、より積極的な啓発を図る必要があります。

## (3) 推進体制の充実

桐生市では、「桐生市男女共同参画計画(平成23年度~平成27年度版)」に基づき、関係各課が毎年進行管理を行いながら、目標に向けて各施策に取り組んできましたが、職員間で男女共同参画に対する意識の差が生じていました。また、進行状況の評価についても、担当課の事業そのものが実施できたか否かという視点での評価となっていたため、男女共同参画がどの程度推進できたのかが分かりにくい状況にありました。

この計画の推進にあたっては、関係各課の職員だけではなく、全ての職員が男女共同参画の視点を持って業務に取り組むことや、数値的に進行状況が把握できる施策については、数値目標による管理を徹底し、成果の見える化に取り組む必要があります。



## **第2章**

# **計画の基本理念 と基本目標**

# 1 基本理念

男女が社会の対等な構成員として互いを尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、いきいきと暮らすことができる

**男女共同参画社会の実現** を目指します。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向け、以下3つの基本目標を設定します。

### I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

全ての市民が男女共同参画や人権について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」を解消するとともに、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、「男女問わず誰もが能力を発揮できる環境づくり」に自ら取り組んでいけるよう支援します。

### II あらゆる分野における男女共同参画推進

男女が家事・育児・介護等について助け合いながら、ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、あらゆる分野において活躍できるよう支援します。

特に、男性の家庭や地域への参画を可能とするための環境づくりや子育て支援を強化し、働く女性のさらなる活躍推進を図ります。

### III 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

男女が安全安心に暮らせる環境づくりのため、女性や子どもへの暴力根絶に向けた啓発・被害者支援を行うとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の確立を目指します。また、誰もが健康で、自立して社会に参画するための支援体制の充実を図ります。

### 3 施策の体系

基本  
理念


男女共同参画社会の実現

基本目標	施策の方向	施策目標
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 社会制度や慣行の見直し	1) 意識改革のための広報・啓発の推進
		2) 男女共同参画に関する情報提供の充実
	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成
		2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援
		3) 地域における男女共同参画に関する学習の推進
	3 人権の尊重	1) 人権を尊重する意識の醸成
2) 人権相談窓口の活用推進		
II あらゆる分野における男女共同参画推進	1 男性にとっての男女共同参画の推進 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">強化項目</span>	1) 男女共同参画に対する男性の理解の促進
		2) 男女共同の家事・育児・介護推進のための環境整備
	2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1) 行政分野における女性の参画拡大
		2) 職場や地域活動等における女性の参画拡大
	3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	1) ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発
		2) 子育て支援施策の充実
3) 多様な生き方・働き方をするための支援の充実		
III 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり	1 女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">強化項目</span>	1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
		2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
		3) 子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進
		4) 職場等におけるハラスメント防止の推進
	2 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	1) 防災施策への男女共同参画の視点導入
		2) 防災の現場における女性の参画拡大
	3 生涯にわたる健康づくり支援	1) さまざまな世代への健康管理支援
		2) スポーツ活動の推進
	4 支援を必要とする男女が安心して暮らせる環境づくり	1) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境づくり
		2) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
		3) 障害者等が安心して暮らせる環境づくり
		4) 外国人住民が安心して暮らせる環境づくり

# 第3章

## 施策の展開

### 【新たな取組みについて】

- ◆本計画から新たに追加した施策には  マークを付しています。
- ◆施策の展開には市民の皆さん、事業所の皆さん、地域活動団体の皆さんのご協力が不可欠です。ともに取り組んでもらいたいことについて、施策の方向別に記載していますので、是非参考にしてみてください。

# 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

## 施策の方向 1

### 社会制度や慣行の見直し

#### 現状と課題

日本社会における男女共同参画社会実現の大きな障害の1つは、高度経済成長期を通じて人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識です。社会構造の変化や社会経済の急速な変化に伴い、さまざまな施策が打ち出されているものの、まだまだ社会の中では個人としてではなく、性によって役割を期待される場面は少なくありません。

平成27年（2015年）に実施した市民意識調査においても、社会全体において「男女平等である」と感じている人の割合は21.7%であり、前回の平成21年（2009年）調査の16.3%に比べ若干増加していますが、まだまだ男女平等が進んでいるとは言い難い状況にあります。

また、「『男は仕事、女は家庭』という考え方について、あなたは賛成ですか。反対ですか。」という問いに対し、「反対」及び「どちらかといえば反対」と答えた人の割合は47.4%である一方で、「分からない」と答えた人の割合は30.5%にのびりました。「分からない」と答えた人の割合については、前回の10.9%から大幅な増加をしており、このような傾向は、固定的な性別役割分担が望ましくないのではないかという意識と現実とのギャップに悩んだり、一人ひとりの中に男女共同参画が進んだ社会のイメージが確立できていないことによるものと考えられます。

このような状況を解消するためにも、全ての市民が男女共同参画について正しく理解し、日常生活のあらゆる場面で「男女問わず誰もが能力を発揮できる環境づくり」に自ら取り組むことができるよう、分かりやすい広報・啓発、情報提供を行うことが重要です。

#### 施策目標1) 意識改革のための広報・啓発の推進

市民一人ひとりが男女共同参画やジェンダー（文化的社会的に作られた性別）について正しい知識を得られるよう、分かりやすい啓発に努めます。

また、本計画の各事業を遂行するにあたり、男女共同参画の視点をしっかりと反映できるよう、職員研修等を通して、市職員一人ひとりの意識を高めます。



施策	内容	担当課
(1) 男女共同参画セミナーの開催と参加推進	男女共同参画の理解促進のため、定期的にセミナーを実施し、さまざまな年代の男女に参加してもらえよう広く周知します。	市民生活課
(2) 男女共同参画情報紙や広報紙等による啓発	男女共同参画情報紙を発行するとともに、広報紙やホームページに男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の理解促進を図ります。	市民生活課
(3) 市職員研修等の充実	年1回の研修を実施するとともに研修内容の充実を図ります。	人事課

## 施策目標2) 男女共同参画に関する情報提供の充実

適正な情報提供と啓発を推進するために、男女共同参画に関する現状を調査するとともに、国や県、他市町村等から男女共同参画に関する情報を積極的に収集します。

また、ホームページや市有施設等において情報発信を行い、誰もが手軽に最新の情報を入手できるよう努めます。

施策	内容	担当課
(1) 市民意識調査の実施及び周知	次期男女共同参画計画策定時に市民意識調査を実施するほか、あらゆる機会を捉えアンケートを実施し、結果について随時ホームページ等で公開します。	市民生活課
(2) 本庁・支所・図書館・公民館を基点とした情報提供	国・県・他市町村等から男女共同参画に関する情報を積極的に収集し、ホームページや広報、各施設の情報コーナー等で幅広い情報を提供します。	市民生活課 新里支所市民生活課 黒保根支所市民生活課 図書館 生涯学習課



### 市民の皆さんの取り組み

- ◇家庭の中で性別による役割分担がされていないか話し合い、見直しましょう。
- ◇セミナーや講座等に積極的に参加して、情報や知識を家族や友人と共有してみましょう。



現状と課題

性の違いを理解したうえで、お互いを「個」として尊重し合い、自立する精神を育むことは、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための重要な基盤となるものです。男女平等についての価値観や意識は、幼い頃からの家庭・学校・地域における生活や教育のあり方に大きく影響されるため、子どもをとりまく大人たちの役割は非常に重要です。

平成27年（2015年）の市民意識調査結果によると、学校教育の場において「男女平等である」と感じている人の割合は56.1%でした。これは他の分野と比べると高い割合といえますが、学校における制度・慣行や教職員の言動を通して、無意識のうちに子どもたちに性別に基づく役割分担が期待されることもあるため、教職員への継続的な研修が必要です。

また、「1 社会制度や慣行の見直し」（9ページ）でも触れたように、家庭や地域においても固定的な性別役割分担意識が依然として残っています。大人たちの考えの影響により子どもたちの将来が固定化されることのないよう、大人たちが積極的に男女共同参画について理解し、子どもとともに考え、さまざまな活動に参画していくことが求められています。

施策目標1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成

子どもの発達段階に応じて、人権尊重や男女平等の精神を高め、個性や能力を重視した教育を推進します。また、自らの考えや立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力を育成します。教職員に対しては適切な指導をすることができるよう研修を実施し、スキルアップを図ります。

施策	内容	担当課
(1) 男女平等、相互理解教育の推進	人権教育講座の実施や日頃の教育活動を通して、男女平等等を重点課題とした人権教育を計画的に実施します。	学校教育課 生涯学習課
(2) 性に関する適切な教育の実施	担任と養護教諭等のチームティーチングによるエイズや性に関する指導を行うとともに、外部講師による講演会を実施します。	学校教育課

施策	内容	担当課
(3) 中高生を対象とした育児体験の推進	出前講座を学校の依頼のもと実施し、男女を問わず育児に必要な知識や技術を習得することの重要性について理解促進を図ります。	健康づくり課
(4) 教職員に対する研修の実施	幼稚園・小学校・中学校の人権教育担当者を対象に研修会を実施し、教職員の意識や指導スキルを高めます。	学校教育課

## 施策目標 2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援

男女共同参画の視点に立った家庭環境づくりを支援するため、親自身が意識改革をしたり、子どもに関する知識や情報を得たりするための機会を提供します。また、親子でともに男女平等や男女共同参画について考え、実際に行動していくためのきっかけとなる学習機会等の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 家庭教育学級の充実	子育てや子どもを取り巻く社会環境に関すること等、さまざまなテーマについて家庭教育学級を実施します。	生涯学習課
(2) 幼稚園発表会や学校行事等の休日開催の推進	働く親が行事に参加しやすいよう、幼稚園生活発表会や小学校の運動会等について土曜日・日曜日の開催を推進し、家庭教育支援を行います。	学校教育課
(3) 子ども対象講座や親子参加型講座の充実	さまざまなテーマで子どもや親子を対象とした講座を実施します。	生涯学習課 子育て支援課
(4) 家庭における男女共同参画学習機会の提供	夏休み期間等に家庭内で男女共同参画について親子で考える機会を提供するため、標語の募集や理解促進リーフレットの配布等を実施します。	市民生活課

### 施策目標3) 地域における男女共同参画に関する学習の推進

市民が生涯にわたって男女共同参画について学んだり、あらゆる分野の活動に参画できるよう、多様な学習機会を提供します。また、子どもたちが地域の高齢者等と交流する機会の充実を図り、生涯にわたって地域のさまざまな活動に参画していくための土台を築きます。

施策	内容	担当課
(1) 生涯にわたる多様な学習機会の提供と地域活動への参画推進	各公民館でさまざまな世代の男女が参加できる講座等を開設し、地域活動へ参画するきっかけづくりを進めます。	生涯学習課
(2) 子どもと高齢者の交流事業の推進	保育園や幼稚園、小・中学校の各種行事への参加や、スクールボランティアの活動を通して、子どもと高齢者との交流を推進します。	子育て支援課 学校教育課

#### 市民の皆さんの取り組み

- ◇子どもに対して、性別による固定的な考えを押し付けていないか確認してみましょう。
- ◇男女平等や男女共同参画について、家族で話し合ってみましょう。
- ◇自分の地域で開催される講座や地域活動へ参加しましょう。



現状と課題

「日本国憲法」には「個人の尊重」と「法の下での平等」がうたわれていますが、半世紀以上が経過した現在も、その精神が真に社会に生かされているとは言い難い状況にあります。中でも、「生物的な性別（セックス）」とは別に、「文化的社会的に作られた性別（ジェンダー）」は、さまざまな形で女性への人権侵害や差別、暴力等を生み出し、現代社会に大きな「ひずみ」をもたらしています。

平成27年（2015年）の市民意識調査においても、「女性の人権が尊重されていない」ということとして、半数以上の方が「男女の固定的な性別役割分担を押し付けること」や「男性からの女性を蔑視した言動」等を挙げています。

男女共同参画社会づくりは、あらゆる人々が個人としての人権を尊重され「人間として対等に生きる」社会づくりでもあり、人権の視点が何よりも重要です。多様な生き方の尊重や人権文化の定着を図るため、継続的な啓発活動を行うとともに、悩みを抱えた人が気軽に相談をすることができる環境整備が必要です。

施策目標1) 人権を尊重する意識の醸成

市民一人ひとりが人権を尊重する意識が高まるよう、継続的な啓発活動を推進するとともに、人権について学び、考えるための機会を提供します。

施策	内容	担当課
(1) 人権啓発活動の充実	人権に関する各種情報について、広報紙やポスター・リーフレット等で広く周知・啓発を図ります。	市民生活課 新里支所市民生活課 黒保根支所市民生活課
(2) 人権に関する学習機会の提供	公民館講座や市民グループ等の希望に応じ、人権に関する出前講座を実施します。	生涯学習課

## 施策目標 2) 人権相談窓口の活用推進

人権について分からないことや悩み等を一人で抱え込むことのないよう、定期的に入権相談窓口を設置し、誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。

施策	内容	担当課
(1) 人権相談窓口の開設と周知	定期的に入権相談窓口を開設するとともに、窓口の活用について広く周知します。	市民生活課 新里支所市民生活課 黒保根支所市民生活課

### 市民の皆さんの取り組み

◇無意識のうちに女性、高齢者、障害者、外国人、性的少数者(※)等に対して偏見をもったり、差別をしていないか、心の中を見つめてみましょう。

※性的少数者：セクシュアルマイノリティ (Sexual Minority) ともいう。代表的なものとしては、女性同性愛者 (レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者 (ゲイ、Gay)、両性愛者 (バイセクシュアル、Bisexual)、体の性と心の性が一致していない状態 (トランスジェンダー、Transgender) が挙げられ、これらの頭文字をとって、LGBTと称されることもある。



# 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推進

施策の方向  
1

男性にとっての男女共同参画の推進

強化項目

## 現状と課題

固定的な性別役割分担意識の問題は、女性の社会参画を妨げるものとして語られることがしばしばですが、それと同時に男性に負担をもたらしている場合も少なくありません。

「男性は外で長時間働き、妻子を養う責任がある」、「男性は心配事を人に言わない方がよい」等の意識に縛られることで、男性が葛藤を抱えこみ、心身ともに生きづらさを感じることもあります。

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かちあい、あらゆる分野において個性と能力を発揮することのできる社会の実現は、男性自身が抱える心の重荷から開放されるとともに、家庭を大切にしたり地域で活動する等、仕事以外の面で人生を豊かにすることにもつながります。

あらゆる分野で女性の参画がまだまだ不十分な今、その推進の大きな力となるのは、男性の支援に他なりません。男女共同参画の推進が女性の活躍を後押しするだけではなく、男性にとっても暮らしやすい社会のために必要なものであるということについて、多くの男性に理解を深めてもらうことが重要です。


また、各事業所においては、男性中心型労働慣行<sup>(※)</sup>の見直しや育児・介護休暇等の取得推進を行い、実際に男性が子育てや介護、地域活動等の参画に踏み出すための環境づくりが求められています。



※男性中心型労働慣行：年功的な処遇、男性社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用等を特徴とする働き方。








## 施策目標 1) 男女共同参画に対する男性の理解の促進

セミナーや各種リーフレットの配布等を通して、男性にとっての男女共同参画の意義や、育児等の家庭生活に関わることの楽しさ等についての理解促進を図ります。 ※  は新施策

施策	内容	担当課
(1) 男性向けセミナーの充実と参画推進 	開催日時に配慮した男性向けのセミナーの充実を図るとともに、幅広く周知を行います。	市民生活課
(2) 男性の育児参画啓発 	桐生市イクメン・プロジェクト推進チーム作成の「桐生で子育てを楽しむためのガイドブック」等を配布し、男性の育児への積極参加を啓発します。	子育て支援課

## 施策目標 2) 男女共同の家事・育児・介護推進のための環境整備

男性が家庭や地域に目を向け、家事、育児、介護、地域活動等に参画していけるよう、長時間労働の緩和や、育児・介護休暇等の取りやすい環境づくりについて啓発を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 男性中心型労働慣行見直しのための啓発 	事業所に対し、労働時間の短縮や休暇の取りやすい環境の整備等、働き方の見直しについて啓発を図ります。	産業政策課
(2) 育児・介護休暇取得者へのハラスメント防止啓発 	「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の周知を図り、育児・介護休暇の取得推進及び取得者へのハラスメント防止の啓発に努めます。	産業政策課
(3) 企業における男女共同参画推進委員の設置啓発 	事業所に対し、群馬県が推奨する「男女共同参画推進委員」の設置について啓発活動を実施します。	産業政策課



### 市民の皆さんの取り組み

- ◇長時間労働緩和のために自ら改善できることはないか考えてみましょう。
- ◇男性向けセミナーや学校行事等に参加して、情報交換をしたり悩みを相談できるパパ友を作ってみましょう。

### 事業所の皆さんの取り組み

- ◇長時間労働ありきの社内体制の見直しを図りましょう。
- ◇男性が育児・介護休暇を取得しやすい環境を作るため、社員の理解促進に努めましょう。



現状と課題

少子・高齢化の進行や経済情勢の変化に伴い、社会や地域における課題は多様化し続けています。行政や企業、団体等あらゆる分野の組織が、さまざまな課題に対応しながら、維持・発展していくためには、長年男性中心で進められてきた政策や方針決定の過程において、女性をはじめとする多様な人材の視点を十分に反映し、ともに取り組んでいくことが重要です。

これまでも桐生市では、最終的な意思決定に女性の視点や考えを真に生かしていくため、組織の代表や役員、管理職への女性登用を推進してきました。しかしながら、平成27年（2015年）4月時点の市職員総数に占める女性管理職の割合は5.2%、各種委員会等における女性委員の割合は22.0%であり、まだまだ不十分な状況です。

また、事業所や自治会・町会等の地域活動等においても、固定的な性別役割分担意識が根強く残っている傾向にあり、女性が補助的なポジションにとどまっている場合が多くみられます。

これらの現状を打破し、さらなる女性の意思決定過程への参画を推進するためにも、各組織を担う男性たちが女性参画拡大の必要性とメリットを理解して環境整備を行う等、役員や管理職等への登用を後押しすることが重要です。また、女性自身がそれぞれの持つ個性や能力を発揮し、社会の形成に貢献することへの意識を高めていくことも欠かせない要素といえます。

施策目標 1) 行政分野における女性の参画拡大


市政に女性の声を適切に反映することのできる体制を目指し、引き続き女性管理職の登用を着実に進めるとともに、各分野で活躍する女性人材を発掘し、各種委員会等の委員や、市主催のセミナー講師等への積極的な登用を推進します。

施策	内容	担当課
(1) 特定事業主行動計画の推進	特定事業主行動計画に基づき、女性管理職の登用推進等、女性職員の活躍を推進するための環境の整備を図ります。	人事課

施策	内容	担当課
(2) 学校における女性管理職登用推進	適材適所を前提とし、市内小・中学校、市立商業高校の女性管理職の登用を推進します。	学校教育課
(3) 各種委員会等における女性登用推進	法令・条例・要綱等により設置された各種委員会における女性登用率を把握し、担当課へ継続的に登用の働きかけを行います。	市民生活課
(4) 女性人材リストの充実と登録者の行政参画推進	女性人材リスト登録者を幅広く募るとともに、各種委員会等の委員やセミナーの講師等への登録者登用を推進します。	市民生活課

## 施策目標 2) 職場や地域活動等における女性の参画拡大

女性の視点が組織の中で十分に生かされ、一人ひとりがやりがいを持って生き生きと働いたり、活動していくことができるよう、より多くの女性が経営や組織の方針決定過程に参画するための環境づくりを推進します。

施策	内容	担当課
(1) 事業所における女性活躍の推進 	女性の活躍推進に関する情報を提供やセミナー等を開催し、女性管理職の登用を推進します。	産業政策課
(2) 農業分野における方針決定過程への女性参画の推進	「家族経営協定」(※)の啓発と普及に努めるとともに、女性団体の交流会や視察・研修への参加を推進します。また、農業委員会の審議の中により多くの女性の意見や視点を取り入れるため、農業委員の女性比率拡大を目指します。	農業委員会 農業振興課

※家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

施策	内容	担当課
(3) 自治会・町会等における役員等の女性比率拡大推進	区長連絡協議会を通じ、自治会活動における方針決定の場への女性の参画について働きかけを行います。	市民生活課
(4) 観光・地域文化振興等への女性参画拡大推進	桐生の歴史や文化、観光資源について学ぶ桐生観光大学や、八木節教室等への女性の参画を促し、観光や地域文化振興の担い手となる女性の育成を目指します。	観光交流課

### 市民の皆さんの取り組み

◇自治会・町会等の活動や地域の観光・文化等に興味を持ち、行事や講座等に積極的に参加してみましょう。

### 事業所の皆さんの取り組み

◇管理職を目指す女性が活躍しやすいような職場環境づくりに努めましょう。

### 地域活動団体の皆さんの取り組み

◇団体活動において、男女の視点が反映されているか見直してみましょう。

現状と課題

仕事は、家計を支えるとともにやりがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、趣味や学習、地域活動等も生活のうえで重要なものであり、双方の充実があってこそ、人生は豊かなものとなります。

平成27年(2015年)の市民意識調査では、約9割の市民が「女性は結婚や出産に関わらず仕事は持ち続けたほうがよい」又は「結婚や出産で一時仕事は辞めるが、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい」と回答しました。特に、前者の「女性は結婚や出産に関わらず仕事は持ち続けたほうがよい」と考える人の割合は、平成15年(2003年)調査の25.6%、平成21年(2009年)調査の32.5%を経て、今回40.9%となり、着実な増加傾向にあります。

しかし、このような意識変化の一方で、子育てや介護のために仕事を辞めざるを得なかったり、両立をしていたとしても、自分の時間を持つことが難しく、常に心身の疲労を感じている等、仕事と生活の間でさまざまな問題を抱える女性は未だ多く見られます。

その背景には、依然として多くの家庭において家事・育児・介護の負担が女性に偏っていることや、恒常的な長時間労働や休暇の取りにくさ等から男性が積極的に家庭生活を支援することが困難な状況等があります。

このような問題を解決し、男女がお互いのワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、仕事を持つ全ての男女が、労働時間の短縮や休暇取得によって家庭生活を充実させることに対する抵抗感をなくすとともに、職場環境の改善や地域における育児サービスの充実に取り組むことが重要です。

また、女性が自ら働き方をデザインし、さまざまな選択が可能となるよう支援をしていくことも、家族全員が生き生きと充実した人生を送るために必要であると言えます。



## 施策目標 1) ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発


仕事・家庭生活・地域活動の調和を図ることによって、多様な生き方が選択・実現できるよう、事業所における適正な雇用条件・就労環境の確保や、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及・啓発に努めます。また、女性自身が仕事に対する意識を高め、キャリアアップに向けて積極的に挑戦できるようセミナーや講習会等の機会を提供します。


施策	内容	担当課
(1) 労働基準法等の各種法律やCSR <sup>(※)</sup> の周知推進	「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」等の各種法律やCSRについて事業所等に情報提供を行い、仕事と家庭を両立できる環境づくりを推進します。	産業政策課
(2) 多様な働き方の啓発	ワーク・ライフ・バランス推進の実例等をホームページやリーフレットで紹介し、多様な働き方について啓発します。	産業政策課
(3) 女性の職業観・労働観形成やキャリアアップのための学習機会の提供	女性の意識を高め、職業観や労働観の形成を図るためのセミナーや、仕事に必要な知識や技術を習得するための講習会等を実施します。	産業政策課

※CSR：Corporate Social Responsibilityの略。企業が自らの事業活動により社会に及ぼす影響に対する責任のこと。

## 施策目標 2) 子育て支援施策の充実

子どもを持つ男女が、育児をしながらも、やりがいや責任を持って仕事をしたり、積極的に地域活動に参画することができるよう、子育て相談や特別保育等をはじめとするさまざまな子育て支援サービスの充実に取り組みます。また、働く子育て世代にとってより快適な生活環境の実現に向け、都市機能と居住機能の集約（コンパクトシティ化）の推進を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 子育て世代包括支援センターの整備 	妊娠・出産・子育てに関する各種支援制度やサービスの情報提供及び相談支援をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」の整備を図ります。	子育て支援課 健康づくり課 福祉課

施策	内容	担当課
(2) 特別保育や子育てサロン等の充実	一時預かり・延長保育・休日保育・病児保育や、子育てサロン等を実施し、働く男女の子育てを応援します。	子育て支援課 学校教育課
(3) 放課後児童の健全育成と子どもの居場所づくり	放課後児童クラブや、放課後又は週末の地域における学習・体験・交流活動等の充実を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
(4) 家庭・職場・保育が隣接するコンパクトシティ形成の推進 	医療・商業・保育施設等の都市機能と居住空間を集約し、移動時間の短縮等により就業と子育てを両立しやすいコンパクトシティの形成を推進します。	都市計画課

### 施策目標3) 多様な生き方・働き方をするための支援の充実

働きたい女性とそのライフスタイルにあった就労ができるよう、起業や再就職をはじめ、新たな分野でのさらなる活躍に向けてチャレンジする女性を支援します。また、適正な労働条件が確保されるよう、労働に関する問題の解決支援を行い、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。

施策	内容	担当課
(1) 就業に関する情報提供	ハローワークや就業相談所と連携し、就業を希望する女性へ情報提供を行います。	産業政策課
(2) チャレンジする女性起業家への支援	創業意欲のある女性に対して、支援機関や関係団体等と連携しながら、多様な創業支援を行います。	産学官推進室
(3) 労働相談の周知	労働条件や解雇、セクシュアル・ハラスメント等、さまざまな労働問題に関する相談窓口について広く周知し、活用の推進を図ります。	産業政策課



### 市民の皆さんの取り組み

- ◇働く女性が安心して仕事に取り組めるよう、家事等を分担し、家族で支援しましょう。
- ◇仕事や子育てに関する問題に直面したら、抱え込まずに相談窓口等を利用しましょう。

### 事業所の皆さんの取り組み

- ◇ワーク・ライフ・バランスについて従業員と意見交換をしてみましょう。
- ◇多様な働き方を実現するための社内制度や体制づくりについて検討してみましょう。





# 基本目標Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

施策の方向  
1

女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶

強化項目

## 現状と課題

近年、配偶者や恋人等によるドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為、職場等によるハラスメント、幼児虐待や高齢者・障害者への虐待等、さまざまな暴力が深刻な社会問題になっています。

暴力の被害者は男性であることもありますが、その多くは女性が占めている状況にあり、社会に依然として残る男性優位の考え方や、男女の体力の差等が主な要因であると考えられています。


あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女を問わず、どのような場合においても許されるものではありません。特に子どものいる家庭における暴力は、被害者本人の尊厳を傷つけるだけでなく、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えることもあります。新たな被害者を生まないためにも、一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、身体的な暴力だけでなくさまざまな嫌がらせも暴力であること等について理解を深め、あらゆる暴力を容認しない社会をつくっていくことが重要です。

また、被害に遭った人たちが、悩みを抱えたまま、より深刻な事態に陥ることのないよう、相談窓口を積極的に活用してもらうための環境づくりや、警察や関係機関等との連携による支援体制の整備に取り組む必要があります。

## 施策目標 1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

全ての男女がDV等の暴力に関する正しい知識を得て、女性等に対する暴力を許さない社会づくりに貢献していけるよう広く啓発します。それに加えて、次世代を担う若年層や、日常的に高齢者や障害者と接する福祉施設等の従業員等については、その環境に合わせた啓発や支援を行います。



※  は新施策

施策	内容	担当課
(1) 暴力の問題に対する正しい理解の促進 	全ての男女がDV等の暴力について理解し、正しく対処をすることができるよう、ホームページや、リーフレット等を活用して暴力防止啓発を図ります。	市民生活課

施策	内容	担当課
(2) 若年層に対するDV及びデートDVの予防	若年層へ啓発リーフレット等を配布するほか、県のDV予防に関する研修への教師の参加を推進します。 また、ヤングテレホンやヤングメールに寄せられた相談に対しては、迅速に専門機関を紹介し、被害の予防や拡大防止に努めます。	市民生活課 青少年課 学校教育課
(3) 福祉関連施設への広報・啓発	高齢者や障害者の虐待を防止するため、福祉施設の従業員や民生委員を対象とした研修会の実施や、リーフレット配布による啓発を図ります。	長寿支援課 福祉課



## 施策目標2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者等からの暴力について悩みや不安を持つ市民が、一人で抱え込まず相談できるよう、相談内容に応じた窓口の周知を徹底します。また、暴力の形態や被害者の置かれている状況に応じて、必要な支援を迅速に行うことができるよう、関係機関との連携を強化します。

施策	内容	担当課
(1) DV相談窓口の充実と周知の徹底 	市の窓口のほか、国や群馬県が設置している相談窓口について、広報紙やホームページに掲載したり、関係各課の窓口等にチラシ等を設置して周知の徹底を図ります。	市民生活課 新里支所市民生活課 黒保根支所市民生活課 市民課 子育て支援課 福祉課
(2) DVの防止や被害者の保護等を支援する関係機関との連携強化 	被害者のプライバシーに配慮しながら、市の関係各課の連携を密にするとともに、DV相談支援センターや警察、民間団体等の関係機関との連携を強化します。	長寿支援課 健康づくり課 学校教育課

### 施策目標3) 子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進

各課の窓口への相談や各種健診等で得た情報を、迅速かつ的確に関係機関と共有し、被害の拡大の防止や早期解消に努めます。また、子どもがインターネットへの書き込み等を通じて、いじめや暴力事件等に巻き込まれることのないよう、情報モラルに関する指導・啓発やネット見守り活動等を実施します。

施策	内容	担当課
(1) 児童相談所、警察等との連携強化 	児童相談所や警察等と密に連携を図り、虐待の状況や背景事情に十分注意したきめ細やかな支援を行います。	学校教育課 子育て支援課 健康づくり課
(2) 子どもや保護者等に対する情報モラルの啓発とネット見守り活動の推進 	学校教育における情報モラルの指導を推進するとともに、子どもや保護者、教職員、地域住民を対象に情報モラル講習会を実施します。また、ネット見守り活動委員会を中心に、ネット上の悪質な書き込み等を見守り、状況の把握に努めます。	学校教育課 青少年課

### 施策目標4) 職場等におけるハラスメント防止の推進

誰もが安心して働くことのできる環境づくりを目指し、事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止の推進を図ります。

施策	内容	担当課
(1) ハラスメント防止の啓発	広報紙やホームページ等を通じて、事業所へ各種ハラスメント防止について啓発を図ります。	産業政策課

### 市民の皆さんの取り組み

- ◇DV等の暴力は重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さないという姿勢を示しましょう。
- ◇身近な人が被害にあったときは、警察や関係機関等に相談するよう勧めましょう。

### 事業所の皆さんの取り組み

- ◇ハラスメントの防止に取り組み、事業所内の相談体制を整えましょう。



現状と課題



平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災において、避難所等の運営における男女共同参画の視点の必要性が、それまで考えられていた以上に重要であることが明らかとなりました。男女別トイレ、女性用更衣室や授乳スペース等の女性専用スペースの確保、下着や生理用品、おむつの配布等、男性の視点だけでは網羅することの難しい対応が数多くあったと言われています。

震災後の平成24年（2012年）に宮城県が行った「東日本大震災での被災者支援等における男女共同参画の状況調査」においても、女性責任者やリーダーシップを取ることのできる女性がいた避難所は、生活者としての女性の視点が生かされ、避難者のニーズを把握してきめ細やかな運営がなされたことが多かったという考察がされています。

このような大震災の教訓を生かし、災害時において、女性や多様な生活者の視点に立った対応を一人でも多くの人にとれるよう、さまざまな防災の取り組みについて、平時より男女共同参画の視点を導入していくことが重要です。そのためにも、防災に関する施策等に女性の視点を反映する体制づくりや、地域の防災活動への女性の参画を推進し、地域防災の女性リーダー育成について支援をしていくことが必要です。


施策目標1) 防災施策への男女共同参画の視点導入

地域防災計画や防災に関するさまざまな施策等に女性の視点が広く反映されるよう、地域防災計画の見直しや、防災会議における女性委員の比率拡大に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1) 男女共同参画を意識した地域防災計画の整備及び推進 	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直しを行うとともに、女性の自主防災組織への参画や、災害時の避難所運営管理への参画を推進します。	安全安心課
(2) 防災会議における女性委員比率の拡大推進 	桐生市防災会議における女性委員の積極的な委嘱を推進します。	安全安心課

## 施策目標 2) 防災の現場における女性の参画拡大

防災の現場への女性の参画を推進するため、女性消防団員の加入や女性消防吏員の採用を推進するとともに、研修や訓練等を通して女性の防災対応スキルの向上を目指します。

施策	内容	担当課
(1) 消防団への女性参画拡大と婦人消防隊の充実	消防団の女性団員獲得のため、募集等の広報活動を実施します。また、消防団及び婦人消防隊に水防訓練へ参加してもらい、各員のスキルアップを図ります。	消防総務課
(2) 女性消防吏員の活躍分野・業務分野拡大推進	女性消防吏員の職域拡大のための訓練や研修を実施するとともに、女性消防吏員の採用を推進します。	消防総務課
(3) 災害対応研修への女性参画の推進 	各区、自治会、町会、自主防災組織において実施される災害対応研修や訓練について、女性の参加を積極的に推進し、女性リーダーの育成を支援します。	安全安心課

### 市民の皆さんの取り組み

◇地域防災に興味を持ち、地域の活動に積極的に参加してみましょ。

### 地域活動団体の皆さんの取り組み

◇自主防災組織等の活動に男女共同参画の視点が反映されているか確認してみましょ。

現状と課題

平成26年（2014年）における日本の平均寿命は、男性80.5歳、女性86.8歳であり、いずれも過去最高を更新しました。

しかしその一方で、時間に追われるライフスタイルの進行等を背景に、偏った食生活や運動不足を原因とする生活習慣病が増加しており、働き盛りの若い世代の死亡や、寝たきり・認知症等が増加しています。

生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女がともに責任を担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らす社会を実現するための最も基本的な条件です。特定の人だけではなく、全ての市民がライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動することができるよう、さまざまな健康教育や検診、相談体制等を充実させることが必要です。

また、誰もが身近な場所でスポーツ活動へ気軽に参加できる環境づくりも重要といえます。

施策目標1) さまざまな世代への健康管理支援

市民一人ひとりが主体的に生涯にわたって健康の管理や保持・増進ができるよう、健康講座の開催や、健康相談、健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。また、病気の早期発見や重症化を防ぐため、健康診査や各種がん検診等の受診を推進します。



施策	内容	担当課
(1) 健康相談、健康教育、訪問指導等の充実	生活習慣病の予防や改善に関する健康相談や健康教育、訪問指導等を実施し、市民の健康管理の支援を行います。	健康づくり課
(2) 公民館等における健康講座の充実	各公民館で実施する高齢者学級や女性学級で行う学習活動のなかで、心身の健康管理の支援や啓発を行います。	生涯学習課



施策	内容	担当課
(3) 健康診査や各種がん検診の受診推進	生活習慣病の早期発見や重症化予防のための健康診査、各種がん検診について受診の推進を図ります。	健康づくり課
(4) 妊婦・乳幼児向け健診等の受診及び健康教育等の活用推進	妊婦や乳幼児向けの健康診査、訪問指導、予防接種、健康づくりのための教室等について、受診及び活用を推進します。	健康づくり課

## 施策目標 2) スポーツ活動の推進

生涯にわたり、市民が身近な地域でいつでもスポーツや健康増進に取り組めるよう、さまざまなスポーツイベントの開催や情報発信、学校施設の開放等に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1) スポーツイベントや教室等の充実 	多様なスポーツ教室や大会、市民ふれあいスポーツフェア、市民体育大会、桐生市堀マラソン大会等のイベントを開催します。	スポーツ体育課 生涯学習課
(2) スポーツ施設の活用推進 	桐生市体育協会加盟競技団体やスポーツ関係団体と連携し、施設やイベントに関する情報提供を行います。また、学校施設を開放し、地域住民のスポーツ活動を支援します。	スポーツ体育課



### 市民の皆さんの取り組み

- ◇自分の健康に興味を持ち、検診や健康講座を積極的に活用しましょう。
- ◇地域のスポーツ活動やイベントに参加してみましょう。

### 地域活動団体の皆さんの取り組み

- ◇さまざまな人が参加できるイベントの企画に取り組みましょう。



現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化等により、貧困や教育・就労の機会を得られない等、生活上の困難を抱える人が増えています。

特に女性については、非正規雇用者の割合が高く、生活が不安定であったり、一般的に男性よりも長寿で高齢期の生活や自身の介護の問題の影響を受けやすいため、母子世帯や高齢単身女性が貧困等をはじめとするさまざまな困難を抱える状況が多く見られます。

また、障害のある人や外国人住民は、コミュニケーション等の問題により必要な情報が得られないことで、複合的な困難を抱える場合が少なくありません。

このように、さまざまな困難や不安を抱える人たちが、自立して充実した生活を送ることができるよう、状況に応じた支援体制の整備が必要です。

また、地域に暮らす人々が、家族形態、年齢、国籍の違い、ハンディキャップの有無等にかかわらず、ともに助け合い、チャレンジすることができる環境を目指し、相互理解を深めていくことも重要です。


施策目標 1) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境づくり

ひとり親家庭の不安の解消や自立に向け、就労支援のための講座開催や、各種給付金制度に関する情報提供を行う等、それぞれの状況に応じた支援を行います。

施策	内容	担当課
(1) 生活の安定と向上を図るための包括的な自立支援	職業訓練センターにおいて就労に必要な知識や技術を習得するための講習会を開催します。 また、児童扶養手当を受給する母親を対象に、本人の希望や実情に沿った自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携した就業支援を行います。	産業政策課 子育て支援課
(2) 各種給付金等の支援制度の周知	児童扶養手当や母子等自立支援教育訓練給付金、医療費助成、奨学金等、ひとり親家庭に対する支援制度について広く周知します。	医療保険課 子育て支援課 教育総務課

## 施策目標 2) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者が元気に安心して暮らせるよう、介護予防や就業・老人クラブ活動支援等を推進します。また、介護が必要となっても、住み慣れたところで自立した生活を営むことができるよう、介護サービスの充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 地域包括支援センターにおける高齢者相談、各種ケアマネジメントの充実	各種相談や介護予防教室、家族に対する在宅介護指導等、高齢者や家族のニーズに合わせた支援を実施します。	長寿支援課
(2) 介護予防サポーターの養成 	介護予防に関する知識や技術を身につけ、地域で自主的に介護予防活動を行うことのできる人材を養成します。	長寿支援課
(3) 高齢者への就労支援	シルバー人材センター事業を通じて、働く意欲のある高齢者の就労について支援します。	長寿支援課
(4) 老人クラブ活動支援	老人クラブ活動の活性化を図るため、運営費等の支援を行い、高齢者の生きがいづくりや仲間づくり、健康づくりを推進します。	長寿支援課
(5) 高齢者の消費生活に関する被害の防止 	広報紙や出前講座により、消費生活センターの周知や高齢者被害の未然防止・拡大防止に向けた啓発を図ります。	市民生活課
(6) 介護保険制度の推進と介護サービスの充実	住み慣れた地域で介護サービスを継続的かつ一体的に受けられることができる体制を目指し、高齢者が安心して暮らすためのサービスの充実を推進します。	長寿支援課

### 施策目標3) 障害者等が安心して暮らせる環境づくり

ノーマライゼーション(※)の理念のもと、障害を持つ人たちが、心身ともに健やかに自立した生活を営み、さまざまな活動に参画していけるよう支援します。

※ノーマライゼーション(normalization)：障害者や高齢者が社会の中で他の人々と等しく生きる社会の実現を目指す考え方。

施策	内容	担当課
(1) 障害者等の地域活動支援	パソコンの基礎講座等の学習機会の提供や、さまざまなスポーツの交流会を開催します。	福祉課
(2) 障害者相談支援・ノーマライゼーションの啓発	障害者基幹型相談室において、専門員による相談支援を行います。また、障害者作品展や運動会を開催し、市民との交流を通して、障害者に対する理解を深めます。	福祉課
(3) 障害者の意思疎通支援	桐生市総合福祉センターに手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者や要約筆記者を必要に応じて派遣します。	福祉課
(4) 障害者への福祉サービスの充実	ホームヘルプ、生活訓練、就労訓練、短期入所、グループホーム等の適正な支援を行います。また、障害を補うための装具、日常生活用具の交付や、障害を軽くしたり、機能を回復するための医療支援を行います。	福祉課



## 施策目標４）外国人住民が安心して暮らせる環境づくり

在住外国人が必要な情報を入手し、快適な暮らしを送ることができるよう支援するとともに、外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、誰もが暮らしやすいまちにしておくため、さまざまな国際交流事業を推進します。

施策	内容	担当課
(1) 在住外国人に対する情報提供や相談体制の充実	多言語による生活情報等について、ホームページや印刷物の設置により広く提供するとともに、国際交流協会窓口において相談支援を実施します。また、本庁内の外国語併記等についても検討を進めます。	総務課
(2) 在住外国人に対する日本語教室等の実施	ボランティア講師により、日常会話を中心とした日本語教室を実施します。	総務課
(3) 在住外国人家庭への子育て支援	国際交流協会と連携のもと、保育園入園等や子育てに関する相談支援を実施します。また、子どもの日本語指導が必要な場合には、学校における個別指導等を実施します。	子育て支援課 学校教育課
(4) 国際交流事業の充実	国際姉妹都市への学生派遣・受け入れや、外国語講座、国際交流パーティー等を実施します。	総務課

### 市民の皆さんの取り組み

- ◇生活における不安等について一人で抱え込まず、相談窓口や支援制度を活用しましょう。
- ◇地域のボランティアや交流会等に参加し、多様な価値観に触れる機会を持ちましょう。

## **第4章**

# **推進体制の充実**

# 1 庁内推進体制の充実

男女共同参画施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、「桐生市男女共同参画庁内推進会議」を設置します。委員会を中心として、関係各課との連絡調整や情報の共有化に努め、計画の着実な推進を図ります。

また、さらなる推進体制強化のため、必要に応じて、構成員の見直しを実施します。

# 2 桐生市男女共同参画推進協議会の運営

計画の進行状況や、男女共同参画推進に関わる重要事項等について協議を行う「桐生市男女共同参画推進協議会」を運営します。

# 3 市民・事業所・地域活動団体との連携

市民・事業所・地域活動団体等が、それぞれの立場で計画に対する理解を深め、あらゆる分野で主体的に行動していけるよう、官民協働の施策推進を図ります。

# 4 計画の進行管理

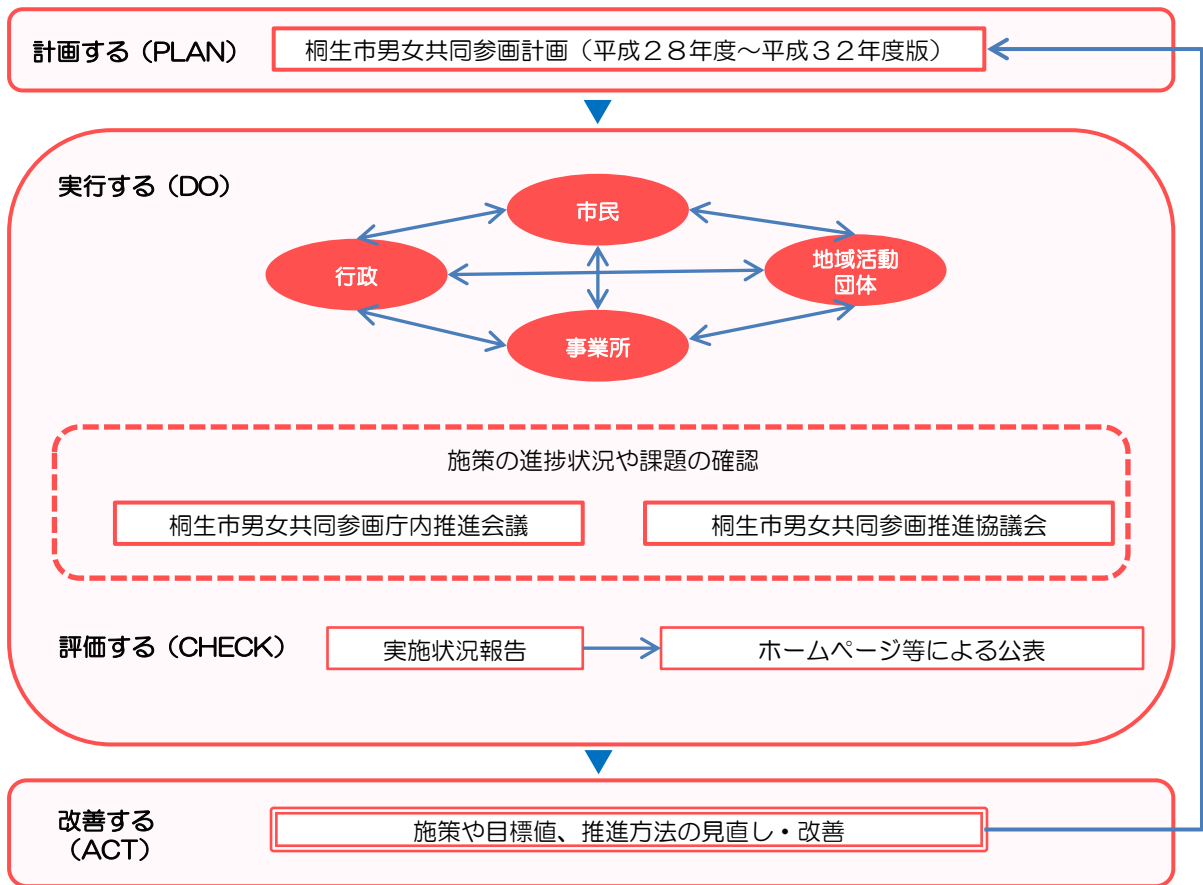
計画の着実な進行と成果の見える化を目指し、毎年度、各施策の具体的な事業の取り組みに関する「実施状況報告書」を作成し、桐生市男女共同参画庁内推進会議及び桐生市男女共同参画推進協議会における協議の後、市民に公表します。

数值的に進行状況が把握できる施策については、数値目標による管理を徹底するとともに、全ての職員が男女共同参画の視点を持って、各事業の展開及び評価をすることができるよう意識啓発を行います。

また、毎年度の評価の際には、前年度の実施状況をもとに、事業内容や目標等の点検・見直しを行い、さらなる施策の推進を図ります。



## 【推進体制フロー図】





## 參考資料

# 1 桐生市男女共同参画市民意識調査結果(抜粋)

桐生市における男女共同参画の現状と市民の意識を把握するため、平成27年(2015年)2月から3月にかけて、無作為に抽出した市民1000人を対象に市民意識調査を実施しました。男性153人、女性194人、性別不明4人の計351人から回答があり、回収率は35.1%でした。

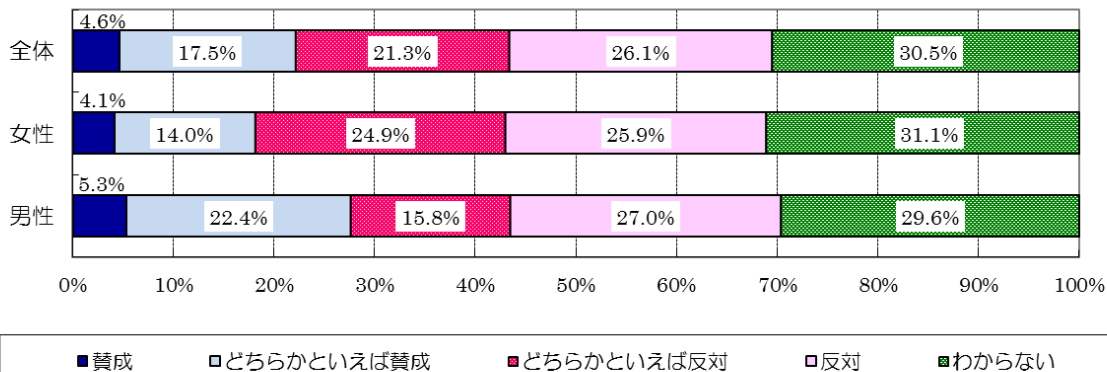
## 1. 男女の平等感について

### 1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたは賛成ですか。反対ですか。

(回答は1つ)

「男は仕事、女は家庭」という考えに『賛成』(『どちらかといえば賛成』を合わせ)と回答した人の割合は22.1%、『反対』(『どちらかといえば反対』を合わせ)は47.4%で、『わからない』は30.5%でした。

平成21年(2009年)調査では、『賛成』(『どちらかといえば賛成』を合わせ)は34.1%、『反対』(『どちらかといえば反対』を合わせ)は55.0%、『わからない』が10.9%でしたが、今回調査では賛成・反対ともに割合は下がり、『わからない』の割合が大幅に増加しています。



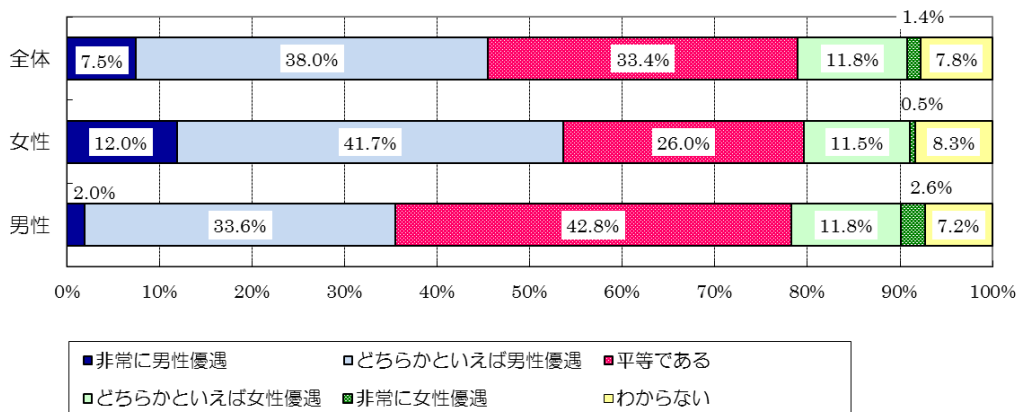
### 2) 以下の場面における男女の平等感に関する実態について、あなたはどのように思いますか。

(場面ごとに1つ選択)

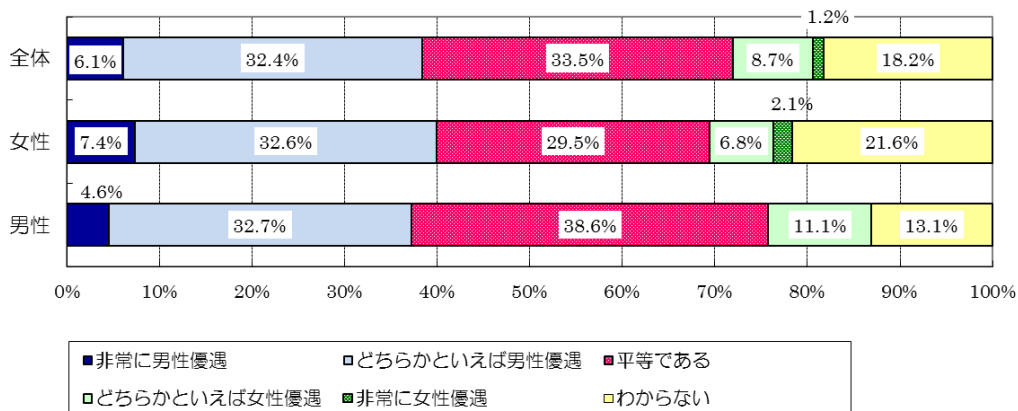
「学校教育の場」については『平等である』と答えた人の割合が最も高かったものの、その他の場面においてはすべて『男性優遇』(『非常に』と『どちらかといえば』の計)が高く、「政治の場」・「社会全体」・「社会通念・習慣・しきたり等」では特に高い傾向にありました。

男女別では、「職場」を除くすべての項目について、女性よりも男性の方が、『平等である』と回答した人の割合が高く、男女間の認識の差が浮き彫りとなりました。

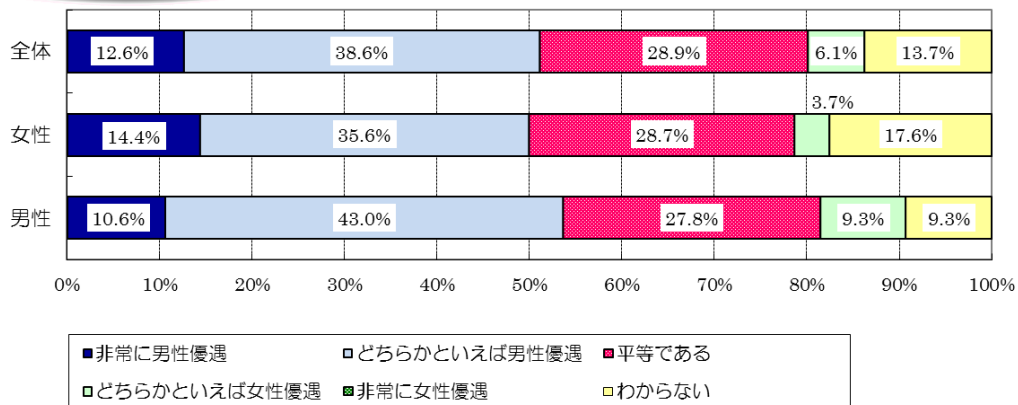
### ①家庭生活



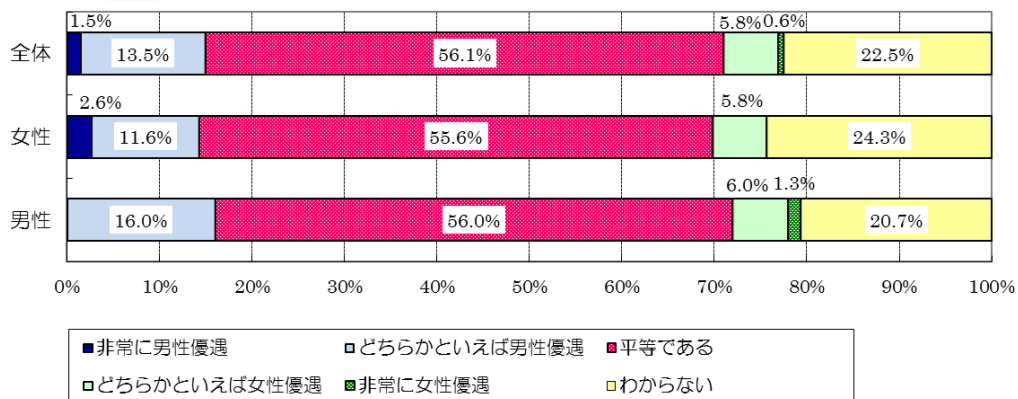
### ②社会活動の場



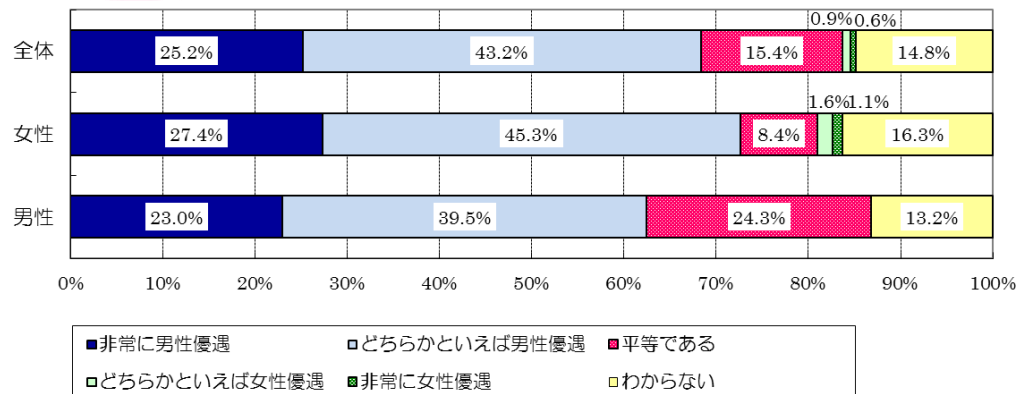
### ③職場



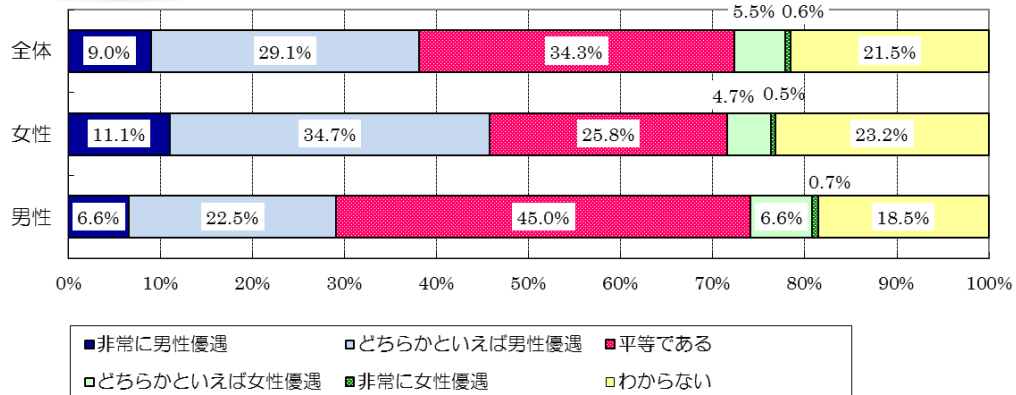
#### ④ 学校教育の場



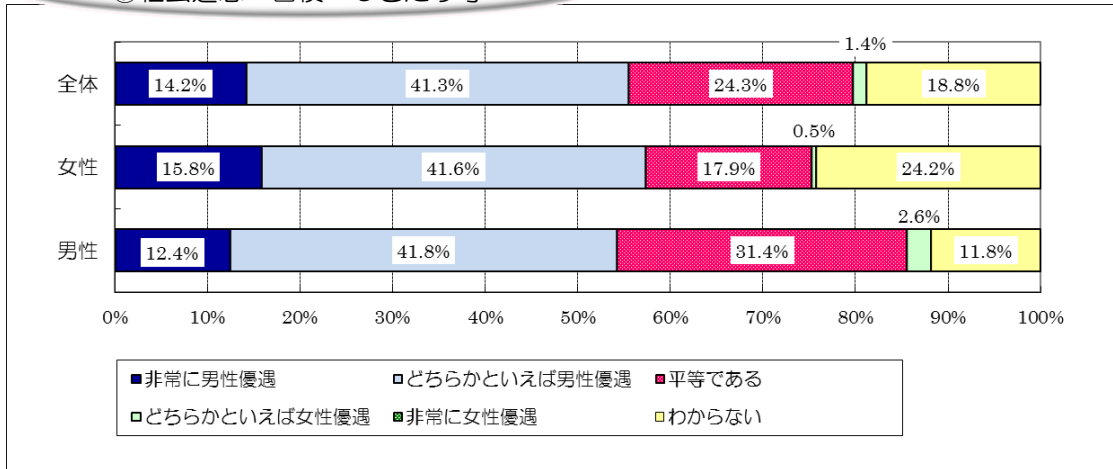
#### ⑤ 政治の場



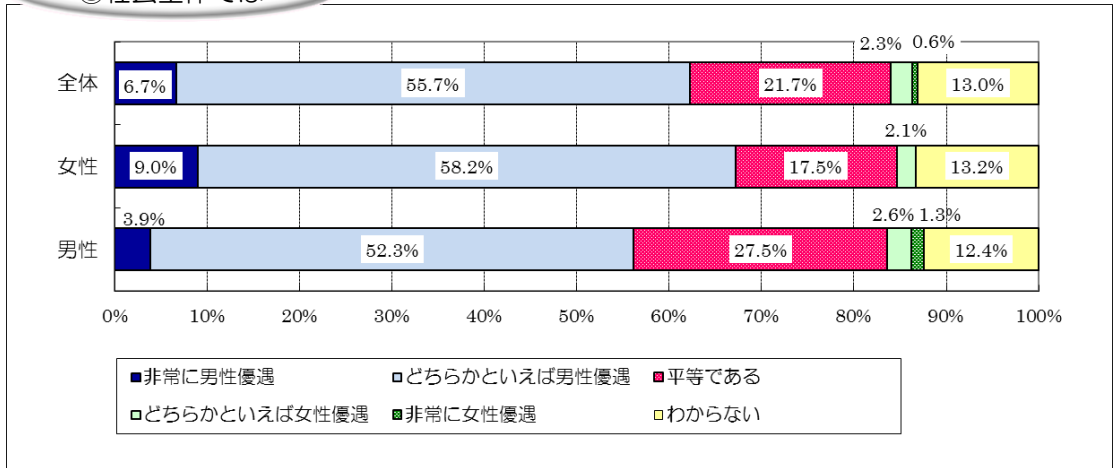
#### ⑥ 法律や制度



### ⑦社会通念・習慣・しきたり等



### ⑧社会全体では



## 2. 仕事について

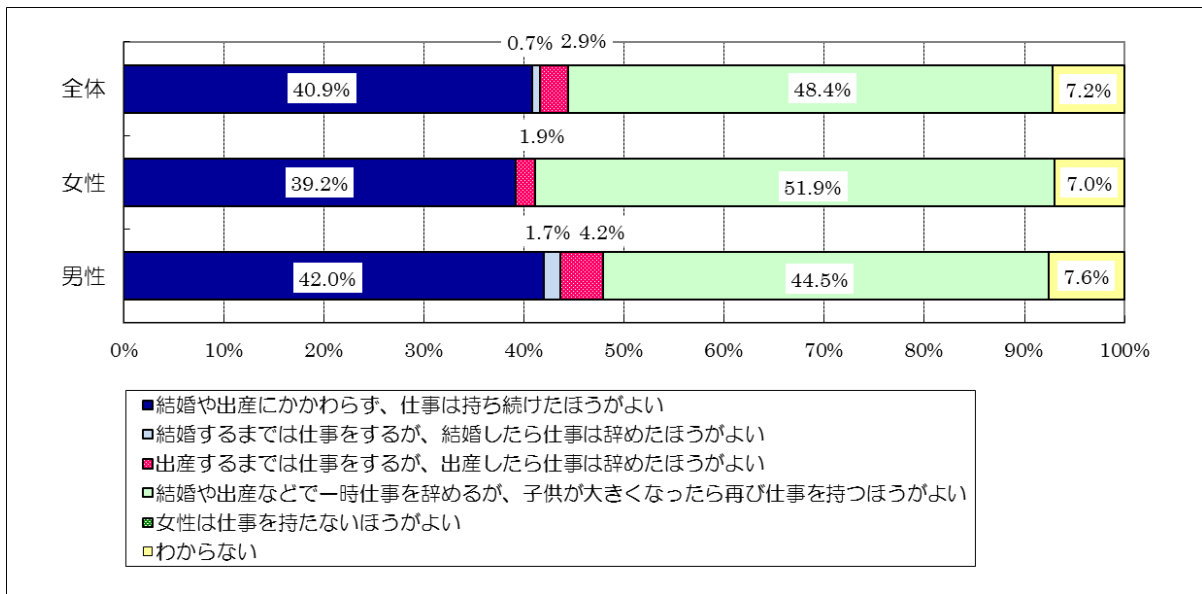
1) あなたは、女性が職場で仕事を持つことについて、どのように考えますか。(回答は1つ)

全体では『結婚や出産等で一時仕事を辞めるが、子供が大きくなったら再び仕事を持つほうがよい』と回答した人割合が最も高く、48.4%でした。過去2回の調査でも同様でしたが、その割合は低下しています。

(平成15年(2003年):60.7% ⇒ 平成21年(2009年):52.2% ⇒ 今回:48.4%)

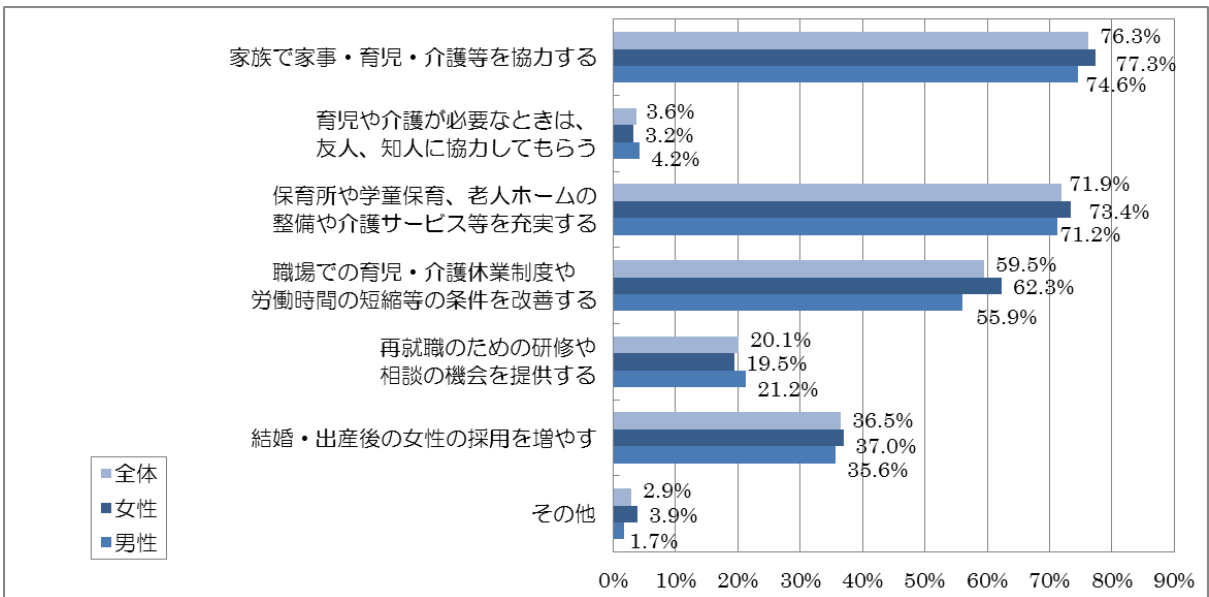
一方で、『結婚や出産にかかわらず、仕事は持ち続けたほうがよい』と回答した人の割合は40.9%で、増加傾向にあります。

(平成15年(2003年):25.6% ⇒ 平成21年(2009年):32.5% ⇒ 今回:40.9%)



2) あなたは、女性が結婚・出産後も職場で仕事を続けたり、再就職したりするにはどのようなことが必要だと思いますか。(回答は3つまで)

『家族で家事・育児・介護等を協力する』と『保育所や学童保育、老人ホームの整備や介護サービス等を充実する』と回答した人の割合がいずれも7割を超えました。

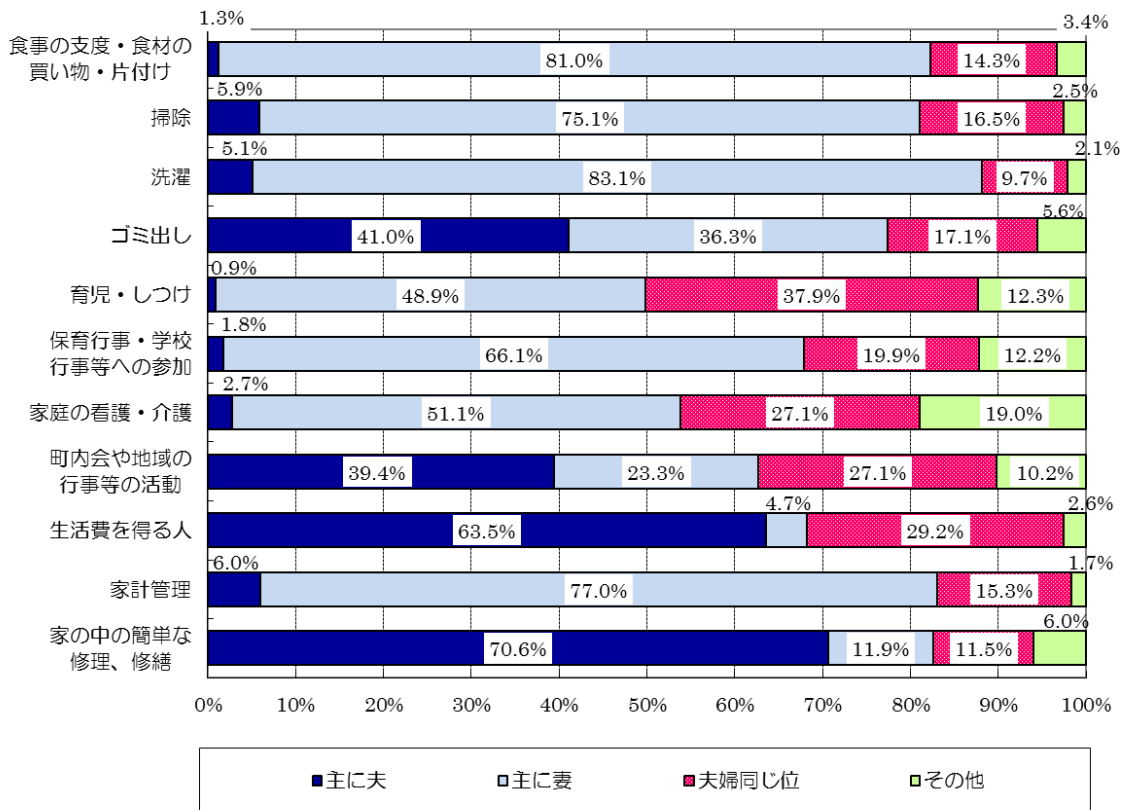




### 3. 家庭生活について

- 1) この質問は、現在結婚し、夫婦が同居している人だけお答えください。（事実婚含む）  
 次にあげる家庭生活のことについて、あなたの家庭では、どのように役割分担していますか。  
 （各項目1つ選択）

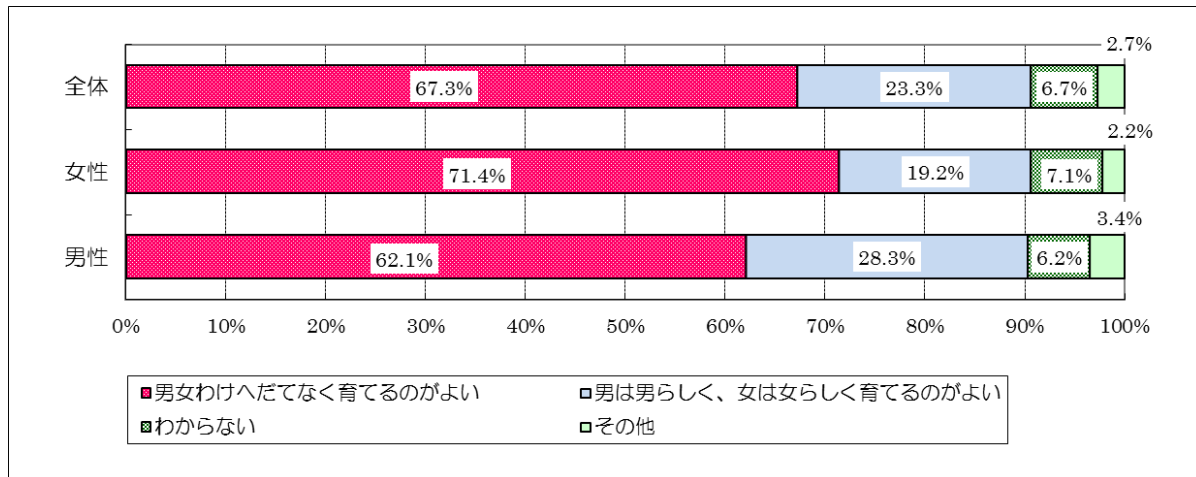
「食事の支度・食材の買い物・片付け」・「洗濯」については『主に妻』と回答した人が8割以上、「掃除」・「家計管理」については7割以上でした。  
 また、「生活費を得る人」や「家の中の簡単な修理、修繕」については、半数以上の人『主に夫』と回答しました。



## 2) あなたは、子育ての方針について、どのように考えますか。(回答は1つ)

全体では『男女わけへだてなく育てるのがよい』と回答した人の割合は67.3%、『男は男らしく、女は女らしく育てるのがよい』は23.3%でした。

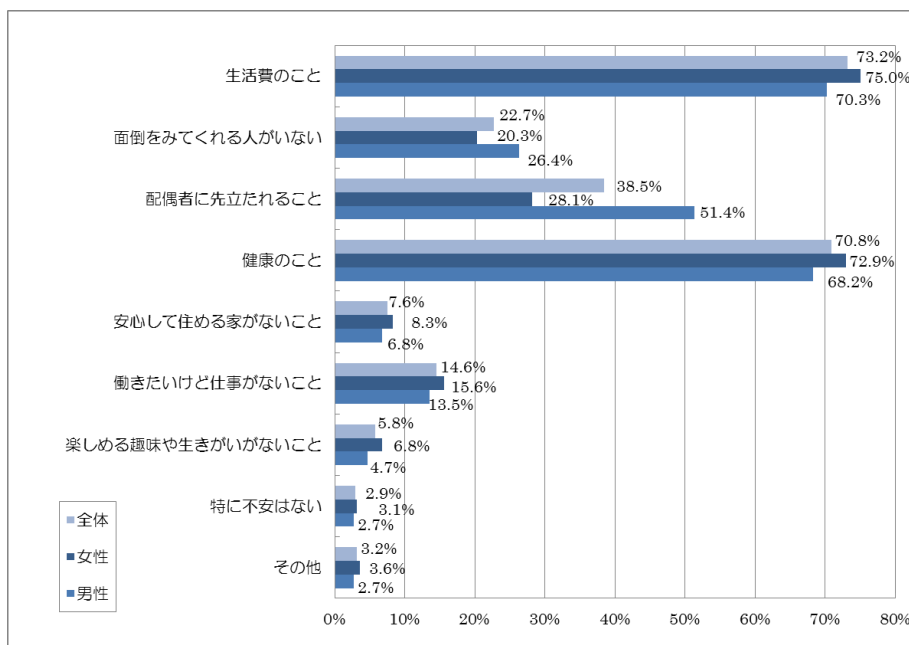
また、男女別では、男性は女性よりも『男は男らしく、女は女らしく育てるのがよい』と考える人の割合が高いことが分かりました。



## 4. 老後生活・介護について

あなたが、老後について特に不安に思うことについて、あてはまるものを選んでください。

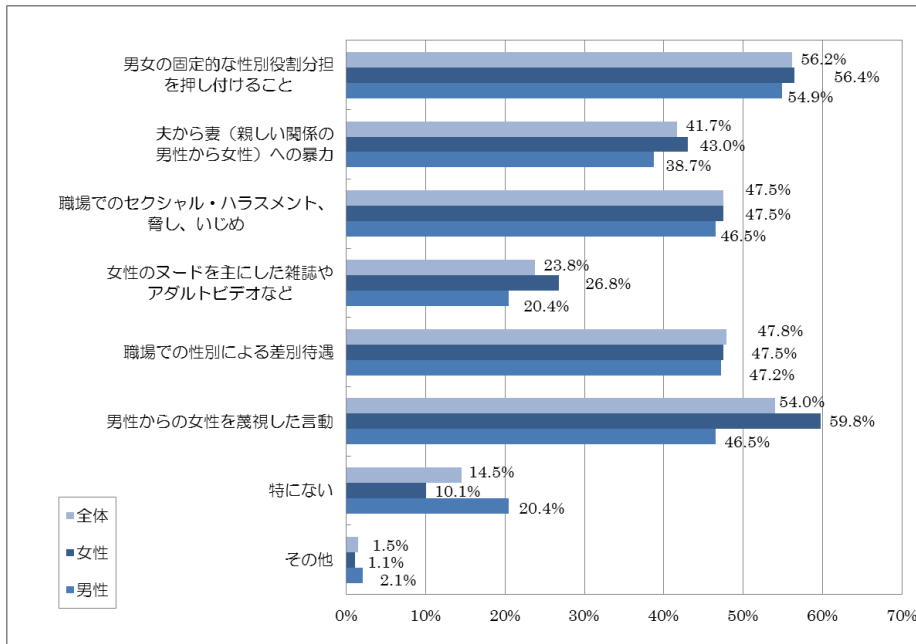
(回答は3つまで)



全体では、『生活費のこと』と回答した人の割合が73.2%で最も高く、次いで『健康のこと』が70.8%でした。男性については51.4%が『配偶者に先立たれること』を不安に思っている一方で、女性は28.1%にとどまっており、男女間の意識の差が他の項目に比べ大きい結果となりました。

## 5. 人権・DVについて

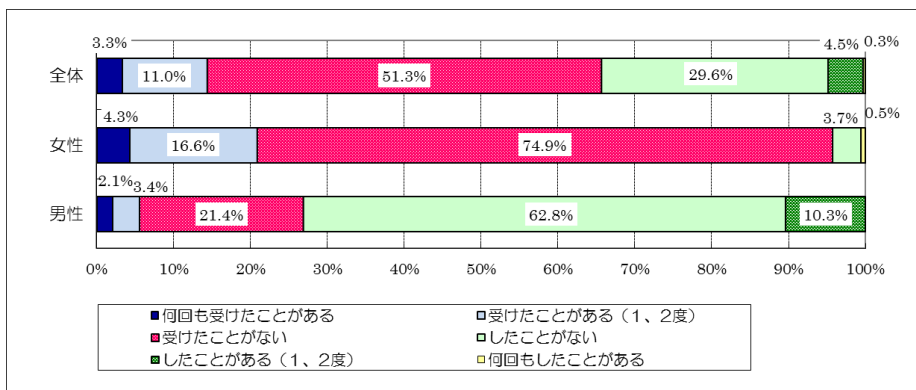
1) あなたが、女性の人権について尊重されていないと思うのはどのようなことについてですか。  
(該当のもの全て)



『男女の固定的な性別役割分担（「男は仕事、女は家庭」等）を押し付けること』、『男性からの女性を蔑視した言動』と回答した人の割合がともに全体の半数を超えました。

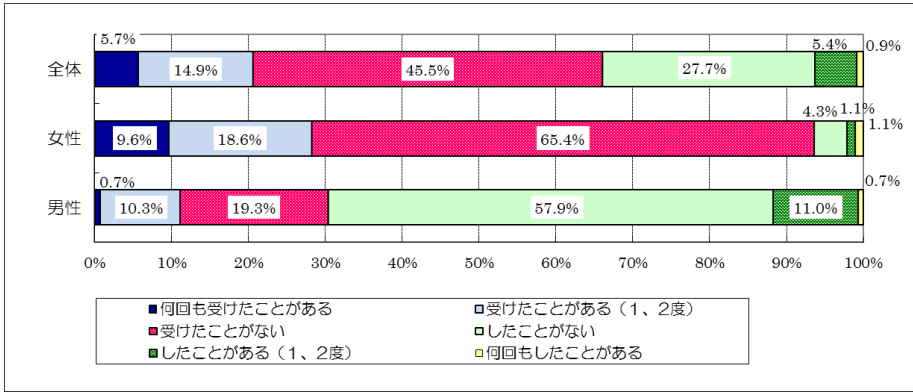
2) 配偶者や親しい関係の男女間の暴力についてお聞きします。（各項目1つ選択）

### ①身体的な暴力（殴る・蹴る・物を投げつける等）



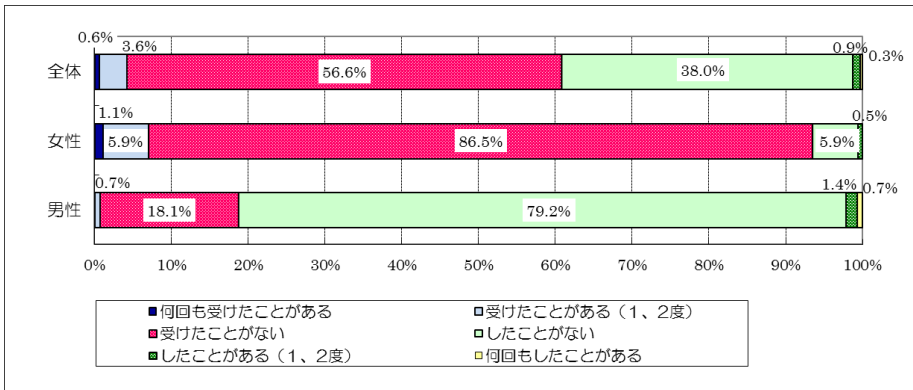
『何回も受けたことがある』または『受けたことがある（1、2度）』と回答した人の割合は、女性が20.9%、男性が5.5%、全体では14.3%でした。

## ②精神的な暴力（脅す・人格を否定する・無視する等）



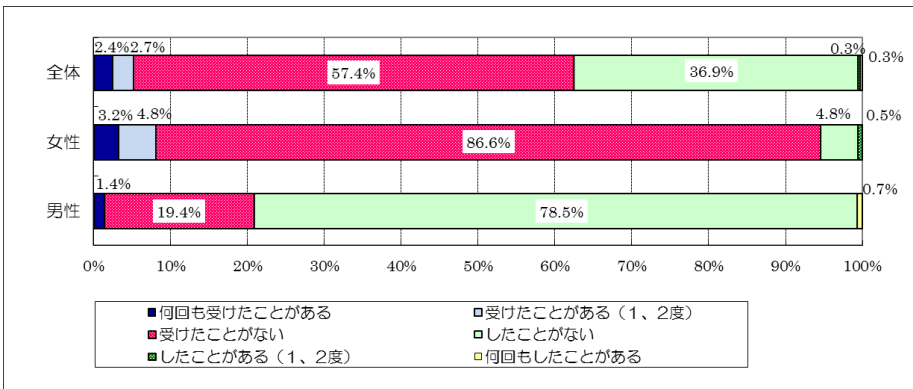
『何回も受けたことがある』または『受けたことがある（1、2度）』と回答した人の割合は、女性が28.2%、男性が11.0%、全体では20.6%でした。

## ③性的な暴力（性行為や中絶を強要する等）



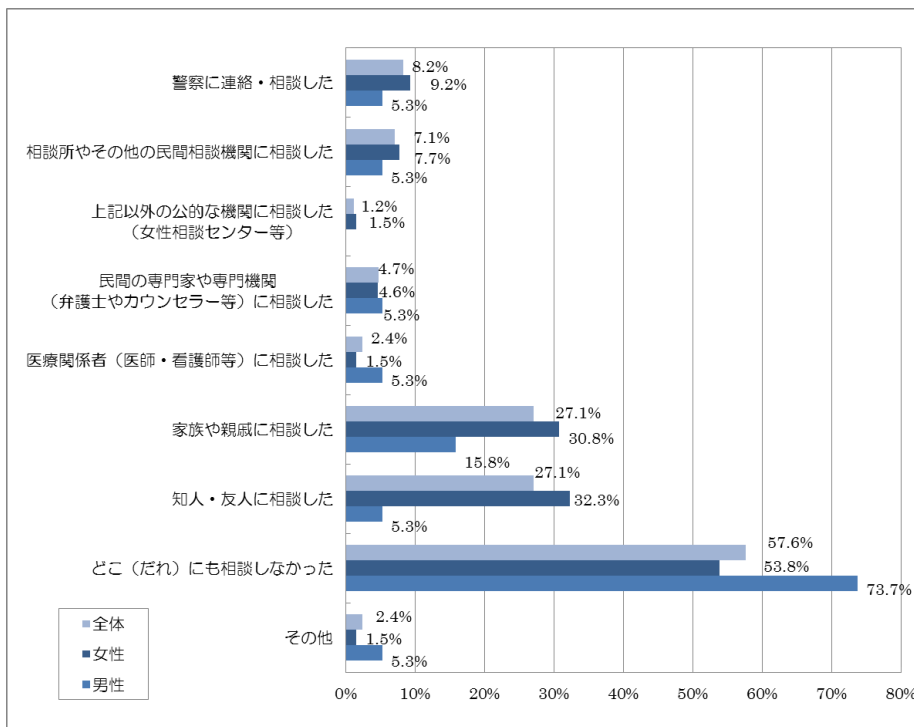
『何回も受けたことがある』または『受けたことがある（1、2度）』と回答した人の割合は、女性が7.0%、男性が0.7%、全体では4.2%でした。

## ④経済的な暴力（生活費を渡さない等）



『何回も受けたことがある』または『受けたことがある（1、2度）』と回答した人の割合は、女性が8.0%、男性が1.4%、全体では5.1%でした。

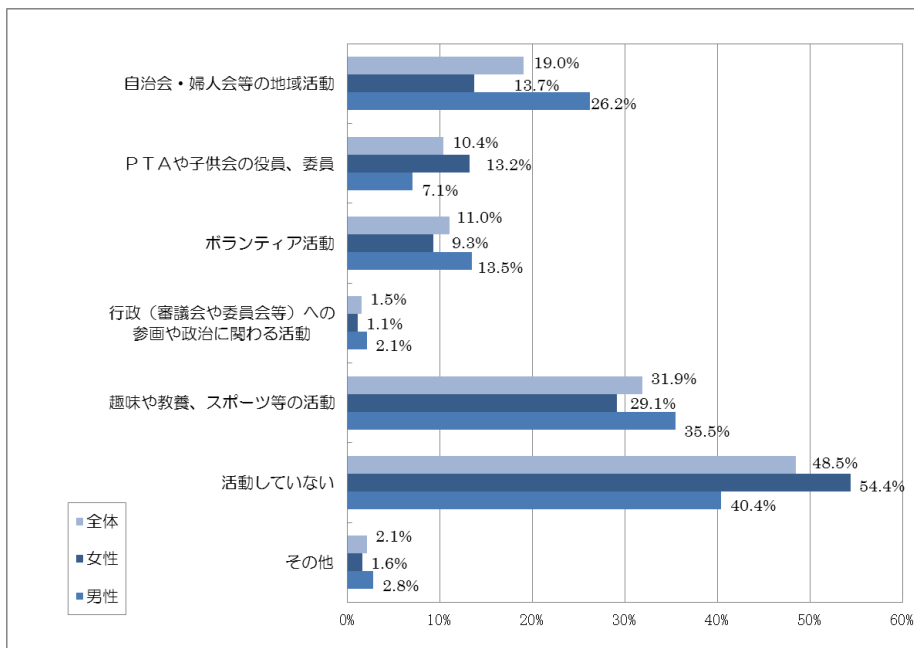
3) 前問で『何回も受けたことがある』または『受けたことがある(1、2度)』と回答した方に伺います。そのことをどこか(誰か)に相談しましたか。(該当するもの全て)



『どこ(だれ)にも相談しなかった』と回答した人の割合が最も高く57.6%で、次いで『家族や親戚に相談した』と『知人・友人に相談した』が27.1%でした。  
特に、男性の『どこ(だれ)にも相談しなかった』と回答した人の割合は7割を超えており、DVを受けたとしても1人で抱え込む傾向にあるようです。

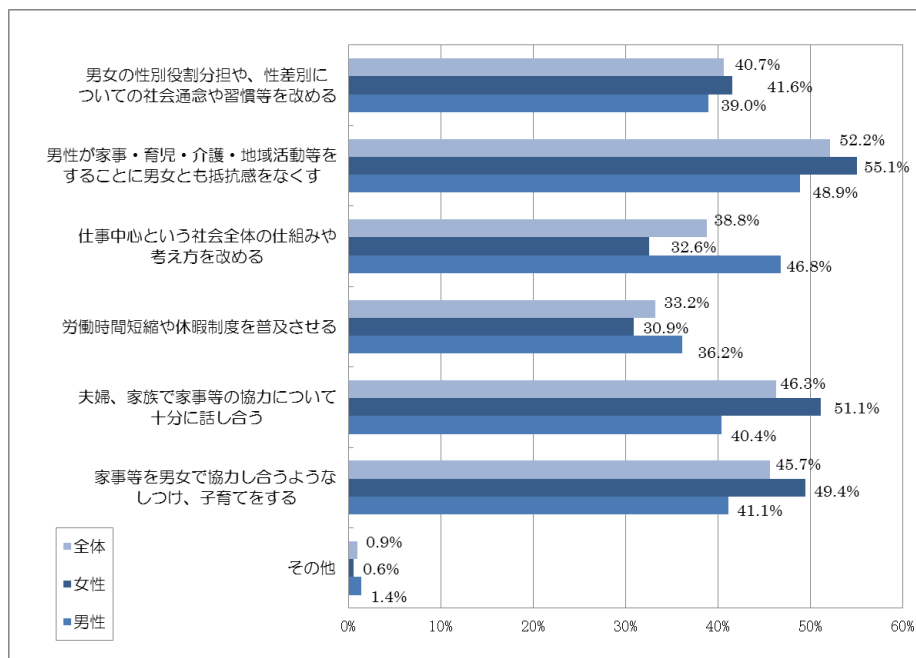
6. 社会参画、「ワーク・ライフ・バランス」について

1) あなたは、現在、どのような地域活動や社会活動に参加していますか。(該当のもの全て)



『活動していない』と回答した人の割合が48.5%で最も高く、次いで『趣味や教養、スポーツ等の活動』が31.9%でした。

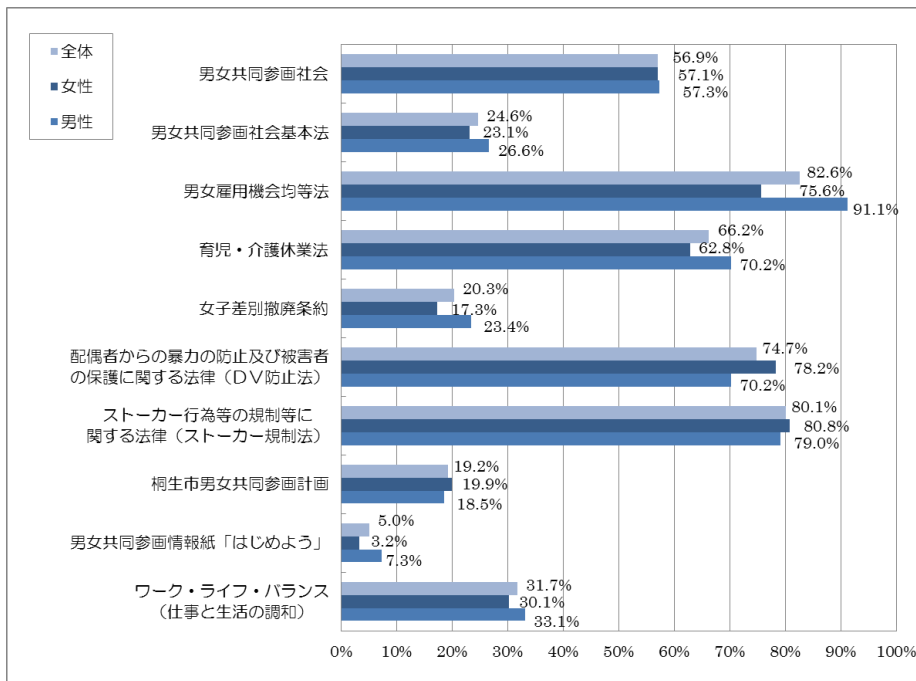
2) 家庭と仕事、地域活動等、調和のとれた生活を送るために、あなたは、特にどのようなことが必要だと思いますか。（回答は3つまで）



『男性が家事・育児・介護・地域活動等をするに男女とも抵抗感をなくす』と回答した人の割合が最も高く52.2%でした。

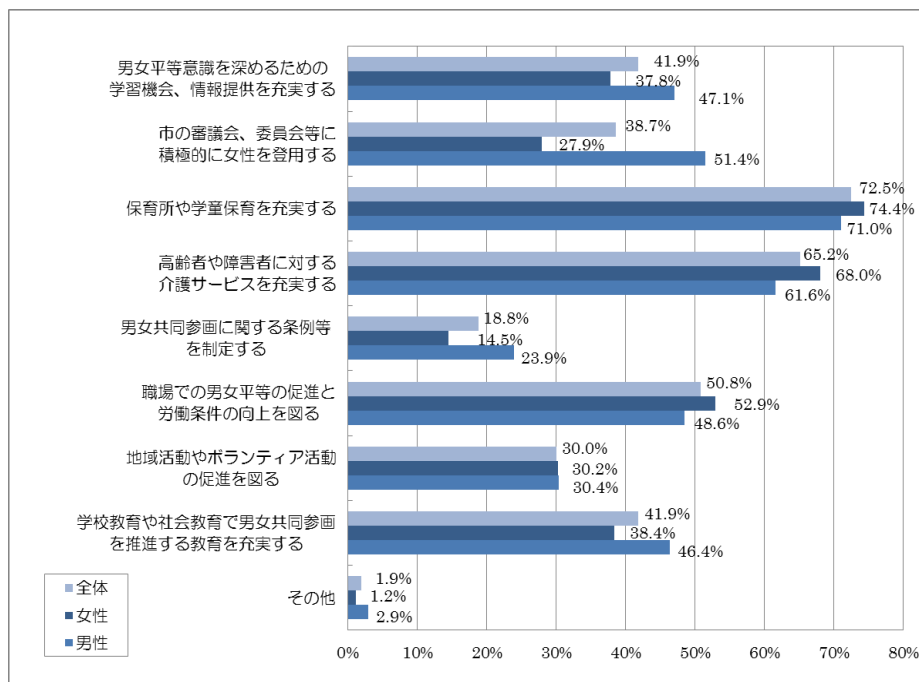
7. 市の施策等について

1) あなたは、次のことばや法律、市の事業等について見たり聞いたりしたことがありますか。（該当のもの全て）



『男女共同参画社会』の認知度は全体で56.9%と半数を超えたものの、『ワーク・ライフ・バランス』については約3割、『桐生市男女共同参画計画』については2割程度であり、認知度が高いとは言えない状況にあります。

2) 男女共同参画社会を進めるために、市ではどのような取り組みに力を入れる必要があると思いますか。(該当のもの全て)



『保育所や学童保育を充実する』と回答した人の割合が72.5%で最も高く、次いで『高齢者や障害者に対する介護サービスを充実する』が高く、65.2%でした。



## 2 男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
昭和50 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年(目標：平等、発展、平和)</li> <li>国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部設置</li> <li>「国際婦人年」日本会議</li> </ul>		
昭和51 (1976)	国連婦人の10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法改正(離婚復氏制度)、戸籍法公布、施行</li> </ul>		
昭和52 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> <li>国立婦人教育会館開館</li> </ul>		
昭和54 (1979)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画前期重点目標」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活部婦人児童課に婦人对策係を設置</li> <li>群馬県婦人問題懇談会の設置</li> </ul>	
昭和55 (1980)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新ぐんま婦人計画」策定</li> </ul>
昭和56 (1981)		<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO156号条約(家族的責任条約)採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>	
昭和58 (1983)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題意識調査」実施</li> </ul>
昭和59 (1984)			<ul style="list-style-type: none"> <li>国籍法、戸籍法改正(父母両系主義)(昭和60年施行)</li> </ul>	
昭和60 (1985)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」世界会議開催(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金法改正(専業主婦の基礎年金保証)(昭和61年施行)</li> <li>「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行)</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准(昭和61年発効)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の10年最終年記念群馬県大会</li> </ul>
昭和61 (1986)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題企画推進有識者会議」設置</li> </ul>	
昭和62 (1987)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> <li>所得税法改正(配偶者特別控除制度新設)、施行</li> </ul>	
平成2 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>			
平成3 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業法公布(平成4年施行)</li> <li>「新国内行動計画」(第1次改定)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新ぐんま2010」の中に女性対策を主要な柱として位置づけ策定</li> <li>「女性に関する意識調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桐生市第3次総合計画中に「女性の社会参加」の積極支援について明記</li> </ul>
平成4 (1992)		<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回アジア女性会議開催</li> </ul>		

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
平成5 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連世界人権会議(ウィーン)ウィーン宣言採択</li> <li>国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「新ぐんま女性プラン」の策定</li> <li>「群馬県女性行政推進連絡会議」の設置</li> </ul>	
平成6 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連総会で女性への暴力撤廃宣言採択</li> <li>アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画室、男女共同参画審議会(政令)、男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活課に女性政策室設置</li> <li>「群馬県女性人材データバンク」の構築</li> </ul>	
平成7 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業法改正(介護休業制度)公布(平成10年施行)</li> <li>ILO156号条約(家族的責任条約)批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新ぐんま女性プラン委員会提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桐生市教育委員会社会教育委員会議建議「男女共同参画社会づくりについて」</li> </ul>
平成8 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会をきずくための意識調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会指導部社会教育課女性プラン係設置</li> </ul>
平成9 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会設置(法律)</li> <li>「男女雇用機会均等法」「労働基準法」等の改正</li> <li>介護保険法公布(平成12年施行)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「桐生女性プラン懇談会」「桐生市女性行政連絡協議会」「女性プラン策定ワーキング委員会」設置</li> <li>「男女共同参画に関する意識調査」実施</li> </ul>
平成10 (1998)				<ul style="list-style-type: none"> <li>企画部企画財政課に女性プラン係移管</li> </ul>
平成11 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESCAPハイレベル政府間会議(バンコク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「'99新潟・福島・群馬3県女性サミット」群馬県で開催</li> <li>「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「桐生市男女共同参画審議会」設置</li> </ul>
平成12 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新ぐんま女性プラン委員会提言</li> <li>中華婦女連との交流20周年記念事業実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「桐生ジェンダー・フリープラン21」策定</li> <li>市民部市民活動支援課男女共同参画推進係に移管改称</li> <li>「桐生市男女共同参画協議会」、「桐生市男女共同参画庁内推進会議」設置</li> <li>「桐生女性人材リスト」の構築</li> </ul>
平成13 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画会議、男女共同参画局設置</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行</li> <li>第1回男女共同参画週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ぐんま男女共同参画プラン」策定</li> <li>群馬県男女共同参画推進協議会の設置</li> <li>女性に対する暴力実態調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女平等表現ガイドライン」策定</li> </ul>
平成14 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> <li>人権男女共同参画課設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桐生市男女共同参画情報紙第1号発行</li> </ul>
平成15 (2003)			<ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県女性会館内に「女性相談支援室」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する意識調査」実施</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
平成16 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画会議「男女共同参画基本計画」に関する諮問</li> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>「育児・介護休業法」改正(育児・介護取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)(平成17年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「群馬県男女共同参画推進条例」制定</li> <li>群馬県男女共同参画推進委員会設置</li> <li>女性相談センターを女性会館内に設置(女性相談支援室と女性相談所の統合)</li> </ul>	
平成17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連「北京+10」世界閣僚級委員会(第49回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画」(第2次)閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中華婦女連との交流25周年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「桐生市男女共同参画推進審議会」設置</li> </ul>
平成18 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」改正(間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止)(平成19年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「群馬県男女共同参画基本計画」(第2次)策定</li> <li>「ぐんまDV対策基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「桐生市男女共同参画計画」策定</li> </ul>
平成19 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成20年施行)</li> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「市内企業の実態調査」実施</li> </ul>
平成20 (2008)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「ぐんまDV対策基本計画(改定版)」策定</li> <li>群馬女性会館閉館</li> </ul>	
平成21 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護休業法」改正(平成22年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ぐんま男女共同参画センター」設置</li> <li>女性相談センター移転(ぐんま男女共同参画センター内)</li> <li>「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> <li>「桐生市男女共同参画推進審議会」を「桐生市男女共同参画推進協議会」に改称</li> </ul>
平成22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」開催(ニューヨーク))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>		
平成23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(U.N Women)発足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「群馬県男女共同参画(第3次)」策定</li> <li>男女間の暴力に関する調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「桐生市男女共同参画計画(平成23年度～平成27年度版)」策定</li> </ul>
平成24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援法等の子ども・子育て関連3法の公布</li> <li>「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談センター移転</li> <li>とらいあんぐるん相談室(男女共同参画センター)相談開始</li> </ul>	

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
平成25 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成26年施行)</li> <li>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正</li> </ul>		
平成26 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「ぐんまDV対策推進計画(第3次)策定</li> <li>男女共同参画社会に関する県民意識調査実施</li> </ul>	
平成27 (2015)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)公布</li> <li>「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>
平成28 (2016) (1~3月)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「群馬県男女共同参画(第4次)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「桐生市男女共同参画計画(平成28年度~平成32年度版)」策定</li> </ul>

### 3 用語解説

行	用語	解説
あ行	アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）	国連の5つの地域委員会の1つで、1947年に設立されました。アジア太平洋地域の経済社会問題に対処することを任務としています。ESCAPの最高意思決定機関であるESCAP総会は閣僚レベルで毎年一回開催され、経済社会理事会に報告を行います。53の加盟国と9の準加盟メンバーからなります。
	育児・介護休業法	正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇に関する制度を設けるとともに、育児や家族の介護をしやすいように所定労働時間等に関して事業主が行うべき措置等を定めています。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的としているものです。
か行	家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、文書にして取り決めたものです。
	国際婦人年	1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。
	国連特別総会「女性2000年会議」	第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000年にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。
	国連婦人の10年	1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の10年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の10年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の10年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の10年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
	国連婦人の地位委員会（CSW）	経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、1946年6月に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会（第3委員会）に対して勧告を行います。
さ行	CSR（企業の社会的責任）	Corporate Social Responsibilityの略。企業が自らの事業活動により社会に及ぼす影響に対する責任のことです。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方を指すこともあります。
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

行	用語	解説
さ	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)	国連の既存のジェンダー関連4機関 (ジェンダー問題事務総長特別顧問室 (OSAGI)、女性の地位向上部 (DAW)、国連婦人開発基金 (UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所 (INSTRAW)) が統合され、2011年1月に発足した国連機関です。
	女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)	1979年12月、第34回国連総会において我が国を含む130カ国の賛成によって採択され、1981年9月に発効しました。2012年6月現在、条約の批准国は187カ国であり、我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。 締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。
	ストーカー規制法	正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。同一の者に対し、つきまとい等を反復して行う「ストーカー行為」を処罰する等、ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律です。
	性的少数者	セクシュアルマイノリティ (Sexual Minority)。代表的なものとしては、女性同性愛者 (レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者 (ゲイ、Gay)、両性愛者 (バイセクシュアル、Bisexual)、体の性と心の性が一致していない状態 (トランスジェンダー、Transgender) が挙げられ、これらの頭文字をとって、LGBTと称されることもあります。「男」「女」という既成概念から生じる偏見や無理解に加え、教育、社会保障、法律、福祉等のさまざまな制度からも抜け落ちていることが問題視されています。
	性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
	世界女性会議	1975年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議です。第1回 (国際婦人年女性会議) は1975年にメキシコシティで、第2回 (「国連婦人の10年」中間年世界会議) は1980年にコペンハーゲンで、第3回 (「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議) は1985年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年に北京で開催されました。
	セクシュアル・ハラスメント	職場において相手の意思に反して行われ、相手を不快にさせる性的な言動のことをいいます。異性間のみならず、同性間の場合も含まれます。
た	男女共同参画基本計画	政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成22年12月17日に閣議決定されています。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

行	用語	解説
た行	男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。この法律では、労働者の募集・採用・配置・昇進・降格・解雇等について性別を理由とする差別的取扱いや、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等を禁止しています。この法律は、昭和47年（1972年）に公布・施行された「勤労婦人福祉法」が元となっており、公布後2度の改正を経て、平成9年（1997年）以降の現在の法律名となりました。その後も社会情勢に合わせて改正が実施されています。
	男性中心型労働慣行	年功的な処遇、男性社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用等を特徴とする働き方のことをいいます。
	デートDV	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）のうち、交際中の男女間でおこる暴力のことです。
な行	ノーマライゼーション	normalization。障害者や高齢者が社会の中で他の人々と等しく生きる社会の実現を目指す考え方のことをいいます。
は行	配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））	配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や恋人や親しい関係にある（あった）人から受ける「身体に対する暴力」、脅したり無視をする等の「精神的な暴力」、性行為や中絶を強要する等の「性的な暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、行動を制限する等の「社会的暴力」等を指します。家庭内で行われるため被害が見えにくいことや、親のDVを見て育った子どもが将来DVの加害者や被害者となってしまう「暴力の世代間連鎖」も問題となっています。
	配偶者暴力防止法	正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。
	パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことです。
	北京宣言及び行動綱領	第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、（1）女性と貧困、（2）女性の教育と訓練、（3）女性と健康、（4）女性に対する暴力、（5）女性と武力闘争、（6）女性と経済、（7）権力及び意思決定における女性、（8）女性の地位向上のための制度的な仕組み、（9）女性の人権、（10）女性とメディア、（11）女性と環境、（12）女兒から構成されています。
ま行	マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由に解雇、自主退職への誘導、降格等をされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのことです。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。



## 4 男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日 法律第 78号  
改正 平成11年 7月16日 法律第102号  
平成11年12月22日 法律第106号

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

#### 二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
  - 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
  - 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### (調査研究)

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

### (国際的協調のための措置)

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

### (設置)

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

### (組織)

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

### (議長)

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

### (議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

### (議員の任期)

**第26条** 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

### (資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

### (政令への委任)

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。

### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第2条** 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

### (経過措置)

**第3条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。



3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

### (施行期日)

**第1条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

### (職員の身分引継ぎ)

**第3条** この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

### (別に定める経過措置)

**第30条** 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

### (施行期日)

**第1条** この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

# 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号  
最終改正：平成26年4月23日法律第28号

## 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (定義)

**第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

**第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

**第2条の2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

**第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

**第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。



- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

#### (婦人相談員による相談等)

**第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

#### (婦人保護施設における保護)

**第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条** 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

**第7条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

**第8条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

**第8条の2** 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

**第8条の3** 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第9条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

**第9条の2** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

### (保護命令)

**第10条** 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

**第11条** 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

**第12条** 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
  - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
  - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

**第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。



- 2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

**第15条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

**第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

**第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

**第18条** 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

### (民事訴訟法の準用)

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

### (最高裁判所規則)

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

### (職務関係者による配慮等)

**第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

### (教育及び啓発)

**第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

### (調査研究の推進等)

**第25条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

### (民間の団体に対する援助)

**第26条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市の支弁)

**第27条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。



### (国の負担及び補助)

**第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第5章の2 補則

### (この法律の準用)

**第28条の2** 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

**第29条** 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

## 附 則〔抄〕

### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

### (経過措置)

**第2条** 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### (検討)

**第3条** この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則〔平成16年法律第64号〕

### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

### (経過措置)

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

### (検討)

**第3条** 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附 則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕**

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

# 6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

**第2条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (事業主の責務)

**第4条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

### (基本方針)

**第5条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

**第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

**第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



## 第2節 一般事業主行動計画

### (一般事業主行動計画の策定等)

**第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

### (基準に適合する一般事業主の認定)

**第9条** 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

### (認定一般事業主の表示等)

**第10条** 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

**第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

#### (委託募集の特例等)

**第12条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求められることができる。

**第13条** 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

**第14条** 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

**第15条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。



#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

##### (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第16条** 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

##### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第17条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

**第18条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (財政上の措置等)

**第19条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (国等からの受注機会の増大)

**第20条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

##### (啓発活動)

**第21条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

### (情報の収集、整理及び提供)

**第22条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

### (協議会)

- 第23条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
  - 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
    - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
    - 二 学識経験者
    - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
  - 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
  - 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

### (秘密保持義務)

**第24条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (協議会の定める事項)

**第25条** 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第26条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

### (権限の委任)

**第27条** 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第28条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

**第6章 罰則**

**第29条** 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

**第31条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

**第32条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第33条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第34条** 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

**附 則 抄**

(執行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

**第2条** この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

#### (政令への委任)

**第3条** 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### (検討)

**第4条** 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 7 桐生市男女共同参画推進協議会設置要綱

施行 平成12年10月10日

改正 平成23年 4月 1日

## (設置)

**第1条** 男女共同参画社会の形成に向けて、総合的な施策の推進を図るため、桐生市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

**第2条** 協議会は、次の事項を協議する。

- (1)桐生市男女共同参画計画に関する事。
- (2)その他男女共同参画社会の形成に必要な事項に関する事。

## (組織)

**第3条** 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)市議会議員
- (2)識見を有する者
- (3)関係団体が推薦する者
- (4)その他市長が必要と認める者

## (任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

**第5条** 協議会は、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、会務を総務し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

**第6条** 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

## (庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

## (補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成12年10月10日から施行する。

## 附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 8 桐生市男女共同参画推進協議会委員名簿

平成28年3月1日現在

NO	役職	氏名	所属
1	会長	武井由紀子	(公募)
2	副会長	石井広二	桐生大学
3	委員	今泉勇二	きりゅう市民活動推進ネットワーク
4	//	金子真知子	前男女共同参画推進協議会
5	//	桑原典子	桐生人権擁護委員協議会
6	//	小林雅子	桐生商工会議所
7	//	周東照二	桐生市議会
8	//	園田奈緒	(公募)
9	//	武井克夫	(公募)
10	//	竹内満喜子	桐生人権擁護委員協議会
11	//	竹内元一	桐生中央商店街連盟
12	//	中野福代	桐生市婦人団体連絡協議会
13	//	成田和也	連合群馬桐生地域協議会
14	//	深澤秀子	(公募)
15	//	水越正樹	桐生青年会議所
合計 15人 ( 男性7人 女性8人 )			

※敬称略、委員は50音順

## 9 桐生市男女共同参画庁内推進会議の設置及び運営に関する要綱

施行 平成12年7月31日

改正 平成23年4月 1日

### (設置)

**第1条** 桐生市の各行政部門にわたる男女共同参画行政を総合的かつ計画的に実施するため、桐生市男女共同参画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

**第2条** 推進会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1)男女共同参画計画の作成に関すること。
- (2)男女共同参画行政の調査研究及び計画の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3)男女共同参画に関する職員の共通理解の定着及び庁内の男女共同参画の環境整備に関すること。
- (4)男女共同参画計画の進行管理に関すること。
- (5)関係部課相互間の連絡調整に関すること。
- (6)その他男女共同参画行政に関し必要なこと。

### (組織)

**第3条** 推進会議は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、桐生市男女共同参画計画に関係する課その他の課の課長職をもって充てる。
- 3 推進会議には、会長及び副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 5 会長は会議を総務し、会議の議長となる。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

**第4条** 会議は、会長が招集する。

### (専門部会)

**第5条** 推進会議は、会議の円滑な運営をはかるため、必要に応じて専門部会を設置する。

### (庶務)

**第6条** 推進会議の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

### (補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成12年7月31日から施行する。

### 附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。



# 10 桐生市男女共同参画庁内推進会議委員名簿

平成27年4月1日現在

部	役職	氏名
総合政策部	企画課長	和佐田 直 樹
	情報政策課長	片 所 寿 雄
総務部	総務課長	青 木 哲
	人事課長	西 場 守
財政部	財政課長	戸 部 裕 幸
市民生活部	市民課長	星 野 千鶴子
保健福祉部	長寿支援課長	大 津 豊
	福祉課長	助 川 直 樹
	子育て支援課長	新 井 利 幸
	健康づくり課長	清 水 久 江
産業経済部	産業政策課長	関 口 郁 雄
	農業振興課長	南 山 圭 一
都市整備部	建築住宅課長	藤 生 英 樹
新里支所	市民生活課長	江 原 良 一
黒保根支所	市民生活課長	関 口 泰
消防本部	総務課長	不 破 慶 介
水道局	総務課長	塚 越 孝 司
議会事務局	議事課長	小 林 秀 夫
監査委員事務局	監査課長	井 出 敬 子
教育委員会 事務局 管理部	総務課長	小 泉 仁 彦
	生涯学習課長	佐 復 正 志
教育委員会 事務局 教育部	学校教育課長	端 井 和 弘
合計 22人( 男性19人 女性3人 )		



## 桐生市男女共同参画計画（平成28年度～平成32年度版）

平成28年3月発行

発行：桐生市 市民生活部 市民生活課

住所：〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号

電話：0277-46-1111

FAX：0277-43-1001

URL：<http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/danjo/index.html>

